

第五十八回 参議院 内閣委員会 會議録第十六号

(二九七)

昭和四十三年五月九日(木曜日)

午前十一時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君
理事

委員
大森 久司君
熊谷太三郎君
菅野 儀作君
山本茂一郎君
前川 且君
鬼木 勝利君
多田 省吾君
石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顯道君
山崎 昇君

國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君
運輸大臣 中曾根康弘君
國務大臣 田中 龍夫君

政府委員

総理府恩給局長 矢倉 一郎君
大蔵省主計局次長 海堀 洋平君
運輸大臣官房長 町田 直君
運輸省港湾局長 宮崎 茂一君
運輸省自動車局長 鈴木 理吉君
運輸省航空局長 澤 雄次君
海上保安庁長官 龜山 信郎君

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。関係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、矢倉恩給局長、以上の方でございいます。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○山崎昇君 この恩給関係の法律案が出ましてから、衆議院でもかなり質問戦が展開されておりますし、また、この委員会でも伊藤委員や山本委員等からかなり詳細な質問戦が展開されております。しかし、私はどうしても二、三の点であらためてお聞きをしておきたいと思っております。ご議論をしばってお聞きをしたいと思います。

まず総務長官にお尋ねをしたいのですが、恩給の性格について長官の見解を開きたいわけですが、恩給法それ自体には性格規定はございません

けれども、まあ通念として今日まで申されておりますことは、多数説といたしましては、公務員が公務を執行するために失った経済上の取得能力を補なうものであるというふうな考え方、これがまあ多数説であろうと存じます。その性格からいたしまして、国家が使用主としての立場から給付するという形をとっているように考えます。

○山崎昇君 いや、私も恩給制度そのものが社会保障制度だとは断定できない点が多々あると思うのです。ただ第二条ノ二の規定の挿入でありますとか、あるいは今度の恩給審議会の答申を見ましても、物価との問題であるとか、あるいは生活水準の向上に合わせて措置をしないとか、そういう点等を考えてくると、どうしても私は、やはり社会保障的な性格に移行しているのではないだろうか、そう理解することが、この恩給制度を理解する上に根本的な問題ではないだろうか、こう考えるので、もう一べん長官の見解を聞きたいです。

○山崎昇君 いま長官から大体所得保障というお考えの御答弁がございました。そこで、私は最近の恩給制度というのを見ると、高齢者でありますとか、あるいは傷病者あるいはまた遺族の生活保障、あるいは他との、公的年金制度との関連、その他等々考えると、所得保障よりはむしろ生活保障に移りかかっているのではないだろうか。もっと広くいえば、社会保障の一環として恩給制度というものをとらえる必要があるのではないだろうか、こう考えるのですが、もしそういう考えが誤りであれば、こういう点について誤りである、誤りでなければ、社会保障的な考え方ではないのだというふうな見解について、総務長官の見解を開きたいのです。

○山崎昇君 社会政策的ということになれば、私はやはり少し性格が違うと思うのです。私はどうしてもいまの恩給というのは、たとえば二十八年の軍人恩給の復活以降の経過を見たり、あるいは今度の恩給審議会の答申を見たり、あるいはまた、先ほど指摘しましたように、高齢者でありますとか、傷病者の生活とかいうと、一番最初恩給制度が考えられたときの、当時の俸給を基礎に在職年を基礎にして所得を保障するという制度からかなり離れてきているのではなからうか。言えれば直接の人の生活を保障する。ですからそういう意味からいいますと、他との、公的年金制度との関連も密接不可分になってきたし、そういう点等をあわせて考えると、どうしても私は広い分野でいって、社会保障的な考え方ではこれを理解をしなければ、将来誤りをおかすようなことがあるので

はないだろうか、こう心配しますので、やはり社会保障的なものの考え方でも見詰めていくというならいくという考え方を明らかにできないものか、もう一ぺんお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) いまの御質問は、私は、たとえば社会保障制度的なものと規定することによって、これから今後のいろいろな施策の上において、それを演繹なさつてのいろいろな政策が展開せられるのであらうとは存じますけれども、在職年でございまして何かといふふうないろいろなものからいたしまして、ただ単に老齢年金でございまして何かといふふうな社会保障制度のようなものとは、やはりおのずから本質を異にしたものがある。そのいまだたてまえと申しますか、これはくずし得ないものがあるんじゃないかと考えるのでございします。

○山崎昇君 重ねてお聞きしたいのですが、たとえば国家公務員共済組合法の条文を見ても、第一条の二に、ちようど恩給法の二条ノ二と同じ規定が挿入されてきておる。そうすると従来公務員の恩給制度というものは共済制度に移行しており、共済制度というものは、これは御存じのとおり、多少やはり社会保障的な性格が濃厚になってきておる。こう私も考えてみると、今度の二条ノ二の挿入、並びに審議会の答申時の傾向からいって、やはり社会保障的な性格からこの恩給というものを見詰める必要があるんじゃないか、こう考えるのです。その点もう一ぺんお聞きしておきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの御主張に別に反論をいたすわけではありませんが、どちらかと申しますと、共済年金としての問題等は、むしろ年金的な保険的要素が入つておると存ずるのでございまして、原則といたしましては、経済事情の変動に伴つてこれを基礎としての年金額の改定を行なつておる。そのことをもつていたしますと社会保障とは、どうもそればかりとはいへないような考え方ではございします。むしろ社会保障的な共済年金の考え方との問題で、社会保障制度と申

し得ましようか、どういふふうに規定したらよろしいか。その辺が私は、やはりバックボーンとしての在職年限とか何とかいふふうなたてまえはくずさない。しかも当初のお話のようなものとは性格に変化が出てきておる。それから他の共済年金なんかの新しい制度もできておる。だけれども、共済年金がこれは社会保険のものであつて、社会保障制度といふことは、少し私はやはりニュアンスやら、あるいは今後のあり方も違つたものが残るのでないかと考えます。調整規定となりまして、やはり同じような考慮が払われなければならぬと思ひますけれども、その点どうもやはり他の要素が多分に混在いたしておるよう感じます。

○山崎昇君 長官の見解も、私のほうで全く否定をしてものを言つておるわけじゃないんです。しかし、恩給制度の由来をずっと見ると、何といつても恩給納付金はやはりかけておつたわけですね。そうすると、いまの社会保険制度である年金制度だつて掛け金を納めておる。ただ、掛け金の納め方は多少違いはあります。そういう性格論をずっと見ておると、当初は所得保障で充足した恩給なんだけれども、昭和二十八年の軍人恩給の復活やら、あるいは二条ノ二の規定の挿入やら、あるいは他の公的年金制度との調整の問題やら、さまざま要素を私も考えてみると、恩給制度といふのは、もはや社会保障的な見方からこの問題を理解しておかないと、たいへんになるのではないだろうか。こういう意味で見解を聞いているのであつて、社会保障制度のものだといふ見解をずばり聞こうと思つておるわけじゃないんです。ただ、恩給制度の移り変わりの問題は、現在はどうもそこへきておるのではないだろうか。そうものをを見ないといふと、あとでこれは物価その他でお尋ねいたしますけれども、そういうものの理解がなかなか困難になつてくるのではないだろうか、そう思ひますので、たいへんしつこいようでありますけれども、もう一ぺんだけ、恩給制度といふものはすでに社会保障的な見方で理解しなけ

ればならない段階にきたのではないかと、こう私は思つておりますので、長官の見解を聞きたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 社会保障制度と申しますことは表現の問題でございしますが、これは狭義の社会保障制度といふものと、それから広い意味での、広義の社会保障といふものが考えられます。広い意味で考えますれば、仰せのごとく、山崎先生のような社会保障の一環である、かようにお考えいただきまして、これは私けっこうだろつと思ひます。

○山崎昇君 この論ばかりやつておつたのでは進まないから、私はぜひ政府のほうも、恩給といふのは全額これは国庫でやるわけですから、特に公的扶助になるわけですね。そういう意味で、私はよけい一般の年金問題よりは社会保障的なものの見方をする必要がありますのではなからうか、こう思つておりますので、ぜひそういう方向で絶えず理解を願ひたい、こういうことを申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

そこで、恩給法の第二条ノ二の調整規定を見ますといふと、たくさん書いてありますが、最後に、「連二改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こうなつておるのです。したがつて、政府には講じてもいいとか、講じなくてもいいという選択権はなくなつてくる。当然一定の要件が制度化され認められれば、それに従つて講じなければならぬ義務が政府に生じておるんじゃないか、こう思ふのですが、二条の「講ズルモノトス」といふ表現のしかたが、政府として義務規定だと思ふのだと、それが第一点と、第二は、「連二」とうなつておるところにこの二条ノ二の規定の重要さが私は出ておると思ふのです。これが昨日ですか、山本委員からも質問されましたように、おくれたのは何にもならないわけですね。そういう意味で迅速性といふものと義務性といふものについて、まづ政府の見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 第二条ノ二には、先生の御指摘のように、いわゆる著しい変動がございした場合には改定するものとするといふふうな、するといふ義務規定に類する規定が出ておりまして、したがつて、恩給年額をどのように見直していくかといふことは、やはり恩給の実質的価値維持という線から、政府側としても当然これに対して配慮を要するところではございまして、したがつて恩給審議会は、その線からどのように考えたらいふだろうかといふことで、御承知のような消費者物価といふことを少なくとも最低の不可欠の要件として考えていくといふ線を出されたわけであつて、したがつて、この審議会の答申を受けて政府側が制度化を考えてまいります場合に、こういった不可欠の要件といふことと、それから実効性の確保といふ面で、先生の御趣旨のような面を十分に含みとして制度を考えていく必要があるんじゃないか、かように考えております。

○山崎昇君 これは答申全体についての政府の見解とも関連するのですが、特に二条ノ二の調整規定といふものは、今回の答申の中でも最優先に書かれておる規定なんです。そうしてさらに、先ほど私のほうから申し上げましたように、これはすみやかに実施されなければ何の意味もないわけですね。実質的な価値の低下を防ぐこともできない。そういう意味でこの二条ノ二の規定については、一体制度化について、いつごろを政府はめどにしてやられるのかといふことが第一点です。で、昨日の副長官のお答えでは、積極的にやります、この夏の間に検討を加えて何とかしたいと思ひますといふ答弁であつたわけですね。これから私が類推すると、少なくとも二条ノ二の規定の具体的な方法論については、次の通常国会ぐらいまでに出てくるんじゃないかといふふうに考えますが、少し早急ですか、あるいはそのころまでに運用方針が出されるお考えなのか、まづお聞きをしたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 副長官からお答えを申し上げておるわけではございしますが、調整規定の運用にあたりましては、審議会の答申をごらんいた

だきますとおわかりいただけますように、制度化というところを一つたっておりまして、それからこれは当然調整規定運用にあたっての経過措置の問題もございまして、そこでそれらをあわせて考えていくというのが政府側のこれからの考え方であらうと思ひます。したがって、その辺に実は、先生もごらんいただきますればわかりますように、実は消費者物価だけを問題にしておるのではなくて、そのほかにもいわゆる公務員給与も、それから国民の生活水準という要素も、やはり実は審議会としては考慮しないといつておるわけではございませんので、これらの関係の關係もございまして、したがって、これらの運用については、政府側に配慮を求めよう、実は消費者物価については明確な基準を示しておられませんが、その他の問題については必ずしも明確になつておらない。そこに政府側のこれからの検討の問題がございまして、したがって副長官がご答え申し上げましたように、できるだけ早い時期にこれの検討をいたしてまいるのが、われわれとしても当然のことでございます。

そこで、御承知のように、三月の末に答申を受けたわけでございますが、実はいよいよこの調整規定の内容をどういうふうな具現化するかにつきましては、いろいろな審議会の紆余曲折がございまして、そういうふうな点も私たち事務局として伺っておりますので、そこらの配慮の中でどういうふうな考えるかというふうな点についての検討を、政府側として大臣を中心としてお願いをしよう、かように考えておるわけでございます。

○山崎昇君　そこで、私も審議会の討議というところは、内容全然知らないわけですが、そこで絶えず審議会に出られておる局長に具体的に私は、どう討議をされたのか二、三お聞きをしたいと思ふのです。

第一は、消費者物価が五%上がった場合には考えない、こう第一になつておるのですが、もしも四%であるとか、あるいは四・五%であるとか、いわば五%未満の場合が続いた場合に、一体

どうなつてくるのか。その場合に、一昨日ですが、局長のお話では、たとえば四%ずつ二年間続けば八%になるから、そのときに八%の改定を行なうような意味のたしか発言があったと私は聞いておつたのですが、そういうふうな理解をしていいのかどうかというところが一つ。

それからもう一つは、すみやかに実施しなければ、貨幣価値の低下を防ぐことはできないわけですね。ところが、私は私なりにどう考えても、も、かりに二年間四%ずつしか上がらないとすれば、三年目でなければ改定という措置は具体的に日程にのぼつてこない。さらに予算編成との関連等考えますと、物価が八%上がつて、実際に恩給が改定をされて、受給者がその恩恵に浴するに四、五年という歳月がかかるのじゃないだろうか。私は想定をするわけですが、そうすると、この答申の中にあります、実質的な価値を低下させないようになささいというものの考え方と、物価の上昇に伴う恩給額の改定措置との調整というものは、どうはかられるつもりで議論されたのか、この点を第二として伺ひをしておきたい。

○政府委員(矢倉一郎君)　この審議会での討議の内容は、いろいろな問題を想定して討議をされてまいりまして、結果的には、消費者物価五%以上という基準を出されたわけでございます。そこで、先生の御指摘のような、五%という基準が出てまいりますと、必然的に四%の場合はどうなる、こういうことが出てまいります。したがつて、いわゆる政府に必ず改定をしなければならぬというふうな義務づけのような状態を想定いたしますと、少なくとも五%という基準線が出てまいります。で、さうな点から四%というものは、さういふ点においては、その年度において改定をするという措置は生まれてこない。したがつて、翌年度のいわゆる消費者物価の増加というものは、御承知のように、それぞれ公式統計が出てまいりますので、そこでさういふことをにらみながら、結局かりに五%をこえていくという場合には、やはりそこに改定の要因が生まれてくる、こ

ういうことになるかと存じますので、さういつたことが制度化の今度は内容になつてまいりますので、それをどういうふうな改定があるモメントで動いていくかという点についての問題点が、実はわれわれのこれからの検討の課題になるわけでございます。

さうなことで、先生もお話のように、たとえば四年も五年もということになれば、実質価値というものの維持が困難になる。そこですみやかにというものがあつたであらう、ごもっともでございます。ただこれまでの実は恩給増額をいたしてまいりましたのは、実は調整規定のあるなしにかかわらず、政府側としては、やはり恩給年額について絶えず見直していくことが必要であつたわけですが、さういふ点でこれまでの改定措置は講ぜられてまいつたわけでございます。そのときの基準のとり方は、法規定がございせんし、したがつて、そのときのどういふふうな条件によつての改定をするのが最も望ましいか、さういふことで、山崎先生の御指摘のような消費水準方式というふうな方式をとつたという状況でございます。したがつて、その点からも、旧来の運用というものも、実はたとへば二年に一回というふうなこともございました。さういふところにやはり旧来の政府側のとつてきた方針、その連続的な実は制度として考えていくということも、今後の措置としては考えられるのではないかと、さういふ点が、消費水準方式をとつてきた政府側の考え方、これまでとられてきた改善のあり方という経緯も追いつつ、審議会でもさういふふうな五%方式というものをとおきになったわけでございます。

○山崎昇君　いまる御説明いただいたのですが、政府が諮問をして、審議会から答申が出されて、いまだ基準があるようになつた調整規定の運用について、明確な答申が出されたわけですね。したがつて私は、政府がどういふ制度化をするにしろ、この物価の五%というところは動くことではないであらうという想定の上で、私は質問しているわけですが、

さういふ意味から、先ほど具体的に私が聞いたのは、物価は一年おくれでなければならぬんです。たとえば今年度の物価についても来年度でなければわからない。それから来年度の物価は再来年度でなければわからない。さういふことを具体的に私も考えてみますと、五%以上物価が上れば、翌年すぐ直すといふことはできると思ひ、自動的に。しかし、さうでない場合には、局長が言われるように、二つの理由等もいろいろ検討はするにしても、物価だけ取り上げてみても、四%ずつであれば、二年か三年目でなければ改定の作業は入れない。それから予算編成をやつて、法律を直して、受給者が受けるまでにはどうして数年、四、五年かかつてしまふのではないかと。まあよけいな事務的な心配をしてもさういふことになる。さうすると、答申がせつかく述べている、すみやかにということ、それから実質的な価値の低下を防ぎなさいということの調整を、どう議論されて、また政府は、それについてはまだ最終結論がないにしても、ある程度考えがあるのではないだろうかと思ひます、いまお聞きしたわけですが。

ところが、局長からる説明がありましたけれども、どうもその辺が明快でないのです。したがつて、二年間で八%になつたら、三年目にはもうすぐ予算編成をして、法改正をして、受給者に損をかけないようにするとか、それからまた、第二、第三の、公務員給与とか生活水準だとか、さういふものとの関連を考えながら、あるいは他の公的年金制度との関連を考えながら、何か検討してやれば、さらに一、二年延びるのではないだろうか。さうすると、どうしても最低五%以下の物価の場合には、四、五年先でなければ現実的に受給者は恩給年額の改定ということにはならないのではないかと、私はどうしても心配するわけです。ですから、その点ももう少し明快にお答えをいただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君)　実は、私のお答え申し上げます点が、必ずしもすっきりいたしませんの

は、実はこれからまだ制度化の検討材料を頭に置いて申し上げておりますので、そこで明確にこうなるということが非常に申し上げにくくて、特に消費者物価だけを問題にするということじゃなくて、公務員給与等もございまして、そこらの辺のかみ合いの問題もありますので、そこら、先生の御心配いただきます点は、実は私たち自身が、恩給がそういう実質価値というものの維持ができないというところについては、私たちも一番心配いたしておりますので、さような点から、そういうふうな先生の四、五年先というお話でございまして、けれども、少なくとも物価が、たとえば四割ずつでずっと継続的に、そのあとが上がらないということでもございまして、確かに非常におくれが出てくるかも知れませんが、そうではなくて、五割という点が、少なくとも二年度の間に五割をこえてしまえば、必然的に翌年度の予算措置を考えると、うふうな措置をとることが、やはり政府側の考え方としてはある程度出てくるのではないかと、思われますけれども、ただいま申しましたように、政府全体の課題でもございまして、実は明確に回答できないという、こういう点を御了承いただきたいと存じます。

○山崎昇君 確かにいま検討中でしょうから、そういうきばといたお答えがないかもしれないというところは私も理解をします。しかし、いずれにしても、この問題は具体化されればされるほど、いま申し上げたような事態に私は追い込まれると思うので、この点はいま局長も一番心配だと、こうお話ですから、ぜひ実質価値が低下にならないようにやってみてほしいと思います。

さらに私は、関連をしてお聞きをしておきたいと思うのは、第二番目に公務員給与との関係を政府が合理的判断をしない、こうなっているんですね。そこで、これも検討中でありまして、審議会で検討された内容やら、あるいはいまあなたの頭の中にある程度の案があれば御説明いただきたいと思うのですが、私の聞きたいのは、かりに物価は四割くらいしか上がらない、しかし公務

員給与は、たとえて言うと、一昨年七・六%、昨年七・九%、ことしまた、春闘であるとか、あるいは公労協の賃金の相場から考えて、おおむね昨年並みか昨年以上の勧告であろうと、これは推定であります。こう考えますと、物価の上がり方は五%以下なんだけれども、公務員給与は七%も八%も上がる。そうすると恩給の仮定係給との間になかなかな差が出てきますね。そういう問題について、物価と公務員給与との関係というものを、どうこれは関連づけて議論されたのか、これが第一の問題ですね。

それから第二の問題は、生活水準の向上という内容なんです。これも審議会でどういう議論をされたのか、御説明したいと思う。そこで、生活水準というものを何でかのか、まあはかり方は一ぱいあると思うのです。たとえば国民所得の上がり方でありまして、それから消費水準がどうか、あるいは生産がどうか、経済上ではいろいろあると思うのですが、いずれにしても、生活と密着した点で生活水準というものを考えなければ意味がないと思うのです。そういう意味で、第二番目には、生活水準の向上というものの討議の内容がどういことが討議されたのか、できればひとつ御説明いただきたい、こう思う。

○政府委員(矢倉一郎君) 公務員給与につきましては合理的な判断ということで、一応政府側の判断にゆだねるという答申が出ておるわけでございまして、これは先生も御承知のように、公務員給与の内容というものが、たとえばいまの人事院が勧告するときの基礎材料になっておりますのは、いわゆる生計費というものが入っております。それから民間の給与というものが入っております。そこらの辺から考えますと、いわゆる公務員給与の引き上げの中にはいろいろな要素が加えられておるわけで、その中には当然いわゆる消費者物価の上がりというものの生計費というもののの中に入っております。いわゆるマーケットバスケットと呼んでおります。そこで、そういうことを一つの要素にいたしてまいりますと、公務員給与という

ものをどういふふうに取り上げればよいだろうかというところが非常に議論になりまして、で、そうしますと、公務員給与の内容はこう、ばらでいて、そしてこれはどういふ要素によつてこうなっているんだということが非常につきかみにくい。そこで、一番つかみやすいのは消費者物価ではないだろうかというところで、消費者物価というものを不可欠要件というところにしようじゃないかという議論になって、そこでそういうふうな考えをまいりまして、いわゆる消費者物価というものを考えるときには、生活維持分として考えていくということ、これが最低の要件になるわけであります。そのほかに公務員給与というもののの中に考えられてくる引き上げ分というものは、生活向上分というふうなものも入っているであろう。そこで、そういう点が国民の生活水準に出たり、公務員給与の中でも出る。そこで退職された人たちの年金である以上は、公務員ということを前提にするのが第一の考え方である。そこで公務員給与の生活向上分というものを、ある程度他の公的年金制度との関連を考慮しながら、そこらの辺を政府側で考えていく準拠に出すかというところは非常に困難だろう。そこで政府側に判断をゆだねるということとをされたわけでありまして。そして、その国民の生活水準をそれでは考えなくていいのかということになりますと、やはりもう一本の柱として入っておりますので、そこで公務員給与で考えるよりは、国民の生活水準で考えたほうがよろしいという場合には国民の生活水準で考えてはいかがである。その国民生活水準というものは、御承知のように経済企画庁で一つの統計数字として出されますから、その辺の配慮の中で政府側として考えていく、いわゆる補完的要素として考慮していつてはどうだろうか。こういう実は御議論でございました。

○山崎昇君 審議会の討議の内容はよくわかりました。ところが私は、いま御説明を聞いておつて、さらにはつきりわからないのは、恩給の性格からいくと、どうしても基礎係給と在職年が基礎にならないわけですね。ところがそれが何回か改定がありますけれども、なかなかうまく方法がないというふうなこともあって、勢い物価に中心が置かれておると思うのです。ところが二条ノ二の規定をよく読んでみると、先に書いてあるから重いとか、あとに書いてあるから軽いという意味ではありませぬけれども、恩給の性格から言えば、物価に力点を置いて恩給年額を改定するということは、多少ことばは悪いのですが、私は邪道になるんじゃないかという気がするので、もしそうだとすれば、いま局長の言われましたように、やはり国民の生活水準なり、あるいはかつて公務員であったわけでありまして、したがって、いま在職中の公務員の状態等々が一番中心に議論されなければならぬ。それがなかなか明快な基準が出ないから、やむを得ず物価に何か力点を置いたような答申になっているのじゃないだろうか、こう思うのです。

そこで、私が疑問に思いますのは、何としても物価だけが不可欠の要件であつて、そうして他の二つの要件については補完的なものと考え方だとする審議会の討議のしかたには、どうしても私はちよつと疑問を感じるのですが、したがって、政府は、そういう答申を得たわけでありまして、一体これから作業にあたつて、答申どおり物価を最重要としてあなたの方で考えるのか、そうして公務員給与と国民生活の向上というものを補完的な要素としてお考えになるのか、これはとり方によつてはいへん重大な問題じゃないかと思うので、もう一べんひとつ、これから討議するにあつて政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は先ほど来申し上げておりますように、制度としてまだこれからどうするかという点は、未決定でございまして、政府側の見解としてお答え申し上げるということとは、また、大臣中心で話し合いの中から生まれてくるわけでありまして、お答えは御容赦願いたいと思います。

からいくと、どうしても基礎係給と在職年が基礎にならないわけですね。ところがそれが何回か改定がありますけれども、なかなかうまく方法がないというふうなこともあって、勢い物価に中心が置かれておると思うのです。ところが二条ノ二の規定をよく読んでみると、先に書いてあるから重いとか、あとに書いてあるから軽いという意味ではありませぬけれども、恩給の性格から言えば、物価に力点を置いて恩給年額を改定するということは、多少ことばは悪いのですが、私は邪道になるんじゃないかという気がするので、もしそうだとすれば、いま局長の言われましたように、やはり国民の生活水準なり、あるいはかつて公務員であったわけでありまして、したがって、いま在職中の公務員の状態等々が一番中心に議論されなければならぬ。それがなかなか明快な基準が出ないから、やむを得ず物価に何か力点を置いたような答申になっているのじゃないだろうか、こう思うのです。

そこで、私が疑問に思いますのは、何としても物価だけが不可欠の要件であつて、そうして他の二つの要件については補完的なものと考え方だとする審議会の討議のしかたには、どうしても私はちよつと疑問を感じるのですが、したがって、政府は、そういう答申を得たわけでありまして、一体これから作業にあたつて、答申どおり物価を最重要としてあなたの方で考えるのか、そうして公務員給与と国民生活の向上というものを補完的な要素としてお考えになるのか、これはとり方によつてはいへん重大な問題じゃないかと思うので、もう一べんひとつ、これから討議するにあつて政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は先ほど来申し上げておりますように、制度としてまだこれからどうするかという点は、未決定でございまして、政府側の見解としてお答え申し上げるということとは、また、大臣中心で話し合いの中から生まれてくるわけでありまして、お答えは御容赦願いたいと思います。

からいくと、どうしても基礎係給と在職年が基礎にならないわけですね。ところがそれが何回か改定がありますけれども、なかなかうまく方法がないというふうなこともあって、勢い物価に中心が置かれておると思うのです。ところが二条ノ二の規定をよく読んでみると、先に書いてあるから重いとか、あとに書いてあるから軽いという意味ではありませぬけれども、恩給の性格から言えば、物価に力点を置いて恩給年額を改定するということは、多少ことばは悪いのですが、私は邪道になるんじゃないかという気がするので、もしそうだとすれば、いま局長の言われましたように、やはり国民の生活水準なり、あるいはかつて公務員であったわけでありまして、したがって、いま在職中の公務員の状態等々が一番中心に議論されなければならぬ。それがなかなか明快な基準が出ないから、やむを得ず物価に何か力点を置いたような答申になっているのじゃないだろうか、こう思うのです。

ただ、審議会として考えてまいりましたのは、確かに先生御指摘のように、消費者物価よりは国民生活水準、公務員給与のほうがいいんじゃないかという見解もあると思われれます。なかならず、公務員であった人だから、公務員給与の基準のほうが一番望ましいんじゃないか。こういうことも確かに御意見としてごもっともな点はありますが、ただ、恩給そのものの、在職年と、それから退職時俸給で計算した一つのその人についての年金額がきまっておるわけです。その年金額を、現在の経済条件の中でどう考えたいのかというところでございますので、そこで消費者物価方式も必然的にそれは一つの考え方として出てまいりますし、諸外国の中にも、やはり公務員であった人たちの年金なんです、要するに消費者物価方式をとるところと、それから公務員給与をとるところとございます。これはやはり世界的にながめて、そういう実質価値の保持のしかたとしては、そういう見方によって、そういう幾つかの方法が出てくるというところを示しているところだろうと思われれますので、そこでそういう諸外国の制度をいろいろ検討された中で、いわゆる消費者物価方式も一つの実質価値維持の方法ではないか、こういうところに一つの線が出てまいったわけでございます。

○山崎昇君 おおむね審議会の討議の内容はわかりました。しかし、いすれにしても、これから制度化するにあたって、この補完的要素と見られる、政府に合理的判断を求められた二つの要素については、きわめて重要だと思ふのです。物価もさることながら、そういう意味で、また、政府の見解が出された段階で私どもも見解を述べたいと思ひますが、いすれにしても、この二条ノ二の規定からいけば、すみやかにやらないと、こうなりますから、したがって早急に政府は、やはり制度化の方向についてお考えをいただきたい、こう思ひます。

そこであわせて、これは少し幼稚な質問になるかもしれませんが、昭和三十三年に国家公務員

共済組合法が出たわけですね。したがって、あの法律の公布以降については、恩給は年金として支給されていくわけですね。そこで御聞きしたいのは、年金として支給を受けているのですが、恩給部分がかんりの人がおると思うのです。そういう意味で、共済組合法の第一条の二にも、この恩給法の二条ノ二と同趣旨の規定があるわけですが、これについては、公的年金制度の連絡調整会議でも結論がまだ出ていない。したがって、いつこの一条の二の規定が発動されるのか、未定になっているわけですね。幸い恩給法の二条ノ二の場合には、審議会からある一定の判断が示されているわけですね。

そこで、私がお聞きをしたいのは、年金としていま支給されているけれども、恩給分が九割を占めるような人については、当然、恩給額の最低が改定されれば、その人についての恩給部分について改定をされるべきでないのかと私は思ふのですが、それについての見解をお聞きしたい。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま先生御指摘のように、昭和三十四年から共済年金に移っておりますので、その共済年金に移すときに旧恩給部分については、既得権としてそのまま維持していくという制度になっておりますので、したがって、いわゆる旧共済の恩給部分というもののについては、片方で恩給についてのいわゆる調整が進んでいけば、旧共済に持っていく、こういうことに相なるかと考えるのですが、これは実は共済の関係は、実は大蔵の關係でございますので、私のほうからお答え申し上げにくいのですが、旧来のやり方と比べてみますと、御承知のように恩給を増額改定いたしますと、それと関連をさせて、共済年金におきましても増額改定をいたしておられる、その趣旨からどういふようにならうかという点が、おおよそ考え方として出てくるのではなからうか、かように考えます。

○山崎昇君 それでは次の質問に移りたいと思うのです。

今度の答申案を見ますと、公務員の給与水準と

仮定俸給との関係についても答申が出されておりました。この点は一昨日の委員会、山本委員のほうから、スタートラインをきちっとしなさい、そうでないとどうも不明確な点が出てくる、こういう指摘がありました。おおむね局長の答弁も私は聞いておるわけなんでありまして、もう一べんこの関係についてお聞きをしたいと思ひます。そこで今度の審議会の答申は、スライド規定を実施することになるわけですが、現在の公務員の給与水準と恩給の仮定俸給との間にかんりの格差があるから、この格差をある程度埋めてスタートしなさい、こういう趣旨の内容になっておるわけでありまして。そこで政府としては、公務員給与と格差の是正というものをどういふようにお考えになるのか。もう一べんひとつこの点はお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 実はこの経過措置というのは、この調整規定を動かします場合には非常に重要な規定になるかと思ひます。したがって、おそろく調整規定の運用にあたって、政府側としてはどう考えるか。これがやはり一方の調整規定の制度化とあわせて、政府側として検討しなければならぬ重大な課題だと思われれますので、この点につきまして、特に審議会の答申としては、昭和四十二年十月一日改定前の仮定俸給と、いわゆる国家公務員の給与の水準との間の格差というものを、そこの中からこの調整基準というものを参照してある程度の改善措置というところとがいわれておる。これもしたがって、実は審議会としては、こういう内容によってこういうふうなあり方という基準的なものが明確にされておる、きませんで、しかも、実はことばとしても、ある程度というふうな表現がございますところから、ちょっと審議会のこの答申の受け取り方というものが、政府側にこうあれということが、明確な指示方としてされておらないところに、実は一つの検討の課題が出てまいりますので、本件も十分にこの事態に即しながら、政府側としてこれらのあり方を今後の検討で打ち出している、か

ようなことに相なりますので、実は現在の段階では、どういふ基準でどういふふうな額をという点が、実は明確にお答えできにくい状況でございますので、その点も至急に政府側としては、方針をきめていただくようにしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山崎昇君 確かにこれから検討されることだと思ふのですが、しかし、いま局長としてこれを考える場合には、こういう要素は考えていいのではないのかというような点があれば、説明できる範囲でひとつ局長の見解を披露してもらいたいと思ふ。これは私どももこれから検討するの、多少はやはり政府がどういふ程度のことをいまの段階で考えておるかということも参照しながら私どもも検討してみたいという気がしますので、お答えできる範囲でけっこうでありますけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) ごもっともな御質疑なんでしょうが、実はただいま申し上げましたように、まだ方針としてどういふふうに考えるかという実は協議が十分できておりませんので、私の個人的な立場での見解ということでございますが、これも私自身にも実は十分固まっておらない状況でございますので、ひとつただいまの段階ではごかんべんをいただきたいと、かように考えております。

○山崎昇君 なかなか口がたたくて、頭に詰まっておることを出してもらえないので、具体的にお聞きすることは困難なんです、やむを得ないと理解をして、次の質問に移りたいと思ふのです。その次に、この問題と関連を、調整の方法について経過措置が述べられておるわけなんです、その中に、いままでありました三本立ての問題を一本立てにしなさい。それからまた反面は、いままで厚遇してきた遺族や傷病者、高齢者についても何らかの措置をまた考えなさいと、見ようわけですが、現在までの経過その他から考えれば、これはまたある程度私ども理解をしていいの

ではないかと、こう思うのです。そこで、この三本立てを一本立てにせよと、こういうわけなんです。が、これまた、今後の検討と言われれば、私どもも何をかいわんやなんです。が、いまの段階では、何の程度のことが考えられるのか、ぜひひとつ具体的な考え方を明らかにしてほしいし、それから反面、言われておるこの傷病者、遺族、老齢者の厚遇措置も、どの程度どう続けたらこの一本立てとの調整がとれるのか、そういう点について、もしもお答えができるならば、少し具体的に御説明をいただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生御承知のように、また今回提出しております恩給の改善についての法律案そのものの中にもあらわれておるわけですが、この点はいわゆる七十歳と、それから七十歳未満六十五歳以上、それから六十五歳以下というふうに、それぞれ三段階の恩給改善措置を考えておりますが、そこで三本立ての行き方という場合に考えますと、こういった年齢差によって俸給表を変えていくということは、調整をするときに実は非常にやりにくくなります。それは審議会の答申で示しているとおりのことだと思います。したがって、どうしてもこの格差のあるところを一応縮めてからなければならぬ。そのときに必然的にまあ低いところの年齢層を高いところまでレベルアップしていくような考え方というものがこの調整の中で出てくる。そういうふうにして結局、調整規定を發動していきますと、結局調整の動かし方というのが非常にしやすくなる。こういう点が三本立てというのは本質的には、つまり俸給表そのものの中に年齢的な要素というものを考える考え方というのはあまり適当じゃないのじゃないか。これは政府側としては、実は社会政策的に考えて老齢者というものを優遇し、あるいは傷病者というものを優遇していく措置としては、いわゆる改善措置の中では、俸給区分というものが一番よろしいというふうな考えできたわけです。ところが、審議会の御答申の中では、やっぱりそれは一本にしていくほうがよろしいのではないかと、こ

ういう線を出しになりましたので、政府側としては、この御趣旨を尊重するとするならば、現在の仮定俸給の考え方というものを考え直していかなければならない、こういうことになるのでございましょう。

それからそういうような仮定俸給というものを一本化した場合に、それじゃ現在やってきているある程度の政策的な配慮というものはなくするほうがいいのかという点に審議会は着目されました。たとえば傷病者優遇を、傷病者の年金というものがきまっておりますから、その中で解決していったらどうか、こういうふうになりますので、したがって、旧来俸給表でやったやつを個別のつまり種別による年金の中で解決をしていってはどうだろうか。こういうような御趣旨とされるわけでございます。

○山崎昇君 大体審議会の考え方はわかりました。したがって、次に移りたいと思うのです。そこで一昨日も質問が出ておったのですが、今回もまた経過措置の中で、一応三本立てそのままで多少率が変わってきているわけですね。七十歳以上が三〇%以内、六十五歳から七十歳が二八・五%になり、その他が二〇%と。そこでどうしてこういうパーセントになったのか、まずお答えをいただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は昭和四十二年のこの恩給改善措置をどういうふうにかえたかということから申し上げたほうがわかりやすいかと思ひますので申し上げます。この改善措置は御承知のように恩給審議会の中間答申に基づいて行なったわけでございます。その中間答申の意図された点は、大体いわゆる消費水準方式という政府でとってきたやり方が適当であろう、こういうことで、四十二年の改善につきましては、ちょうど昭和二十六年を基準として算定をいたしましたところ、一〇%程度の改善ということが必要であるという審議会の意図でございました。そこで基準とするところを一〇%として取り上げるといふ改善、その上に年齢的な要素と、妻子優遇、そ

れから傷病者優遇ということを考えて、最初に二〇と二八・五といういわゆる三本立てになる方式をとったわけでございます。

そこで本年の改善案を考えますときに、実はちょうど恩給審議会の審議の過程において改善を考えると、本質的にはすでに審議会の中間答申が一回出ておりました。その後の答申が得られれば、それに即応して考えるのが筋だと思ひますけれども、ちょうど四十二年三月末が審議会の終期でございまして、したがって答申を中間的に得られるという状況ではございません。そこで、それは改善を必要としないのかという判断をいたして見ましたところが、実はいわゆる昭和四十年までのいわゆる消費者物価等が一つのこういう一〇%の改善の中に組み込まれておりましたので、四十年間の間のいわゆる物価の値上がりというものがなりました。で九・三%の改善が、少なくとも中間答申を得られない段階においても考慮すべきではないだろうか、こういうところから、それをラウンドにしまして基準一〇%に二〇%を積み上げたわけでございます。

そこで、昨年二八・五という最高の率が去年の見合いとしてございまして、そこで去年二〇%であったものを二八・五%まで積んではいかかであるか、そうして最高の去年の二八・五%という上昇を考えました分については何らの配慮を必要としないのか、こういうところから、やはりこれについても考慮する必要があるであろうというふうなところが、大体この点については三五%という点が、旧来のいろいろな要素を比較してみた中で考えられない線ではなさそうだといたるところから、三五%という一番の最高率を考慮し、そこにいわれる老齢者優遇と傷病者優遇というふうな点を、ある程度こういうふうな率の中にも盛り上げていってはどうだろうか。それを純粹に増額というふうにかえるのではなくして、審議会の中間

答申を得られない段階でございましたので、そこで四十二年十月改正の分を修正するという形で増額を考えたわけでございます。これが今回の改善のしかたでございます。

○山崎昇君 いま四十二年改定の修正として今回行なうのだ、こういう答弁でありました。なお、四十一年と四十二年の物価が合わせて九・三%を、最低を一〇%に見て積み重ねたところ、こういうのですね。そこで聞きをとりたいのですが、これはなかなかパーセントをとるのに科学的にいったってきつと出ない点もあると思うのですが、ただ、二八・五、三五%といえ、ある程度こうしたいらいいんではないかという数字であって、これについては確たる根拠もあまり見当たらないですね、いまの御説明では、もう少し何か合理的な根拠でもあるなら御説明いただきたいし、ないなら、ある程度やみくもとは言いませぬけれども、当てずっぽうといえますか、そういう方向で上のほうの率はきめたんだというふうな私どもも理解をしておきたいと思うのですが、もう少し何か説明ありませんか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は、ただいま申し上げました最高の三五%の層というのは、わりあい金額的に高いほうの層の方です。また、実は二八・五という昨年の改定の基準には、これはそれなりの根拠があったわけでございます。これは御承知のように、いわゆる公務扶助料を月一万円を保障するという考え方でも算出してまいりましたところが、二八・五%というものを引き上げれば、公務扶助料について年額十二万円を保障するという道が生じたわけでございます。したがって、二八・五はその意味においての根拠数字であったわけでございます。ただし、昨年改善のときには、実は審議会答申というものは一〇%程度というところしか意識しておられませんでした。したがって、政府側が中間答申を受けて改善をするとするならば、その改善率というものを、ベースになるところを維持していくという最小限の、実はわれわれのこの答申尊重の線からすれば出てく

るところでございます。したがって、いわゆる一〇％改善というものが維持されれば、審議会答申の尊重という点が十分保障し得るということになったわけですが、一〇％についての合理的な根拠をわれわれは見出しにくいということが最小限の課題でございます。そういうところから、九・三％を積んで二〇にしよう——二八・五というの、先ほど申しましたような数字でございます。しかし、それでは二八・五にとどめていいであらうかというところに、大体平均にしまして七・八％の程度の改善率は、少なくとも物価の九・三％の中でございますので、そこでそれくらいを点を一応めどに置きつつ、最高を三五と押えたわけでございます。

○山崎昇君 まあ数字のことですからいまの御説明でも……。ただ、最低は一〇％にすれば審議会の考え方がおおむね了承できるんじゃないだろうか、それでそれを基準にして、あとはある程度いままでの経過を勘案してやっただけだ、こういうお話で、それ以上の答弁はおそらく出ないであろうと私も思います。そこでこの問題についてはこれ以上御質問することはやめたいと思います。

次にお聞きをしたいのは、公的年金制度連絡調整会議のことについて関連してお聞きをしておきたいと思うのです。御承知のように、昭和四十二年の六月に社会保障制度審議会から申し入れがあった、それに基づいて政府は公的年金制度連絡調整会議ですか、これを設置して、スライドの問題について検討されておるわけですね。当然、恩給局長もその委員のうちの一人であるので、この機会にこの審議会の内容について二、三お聞きをしておきたいと思うのです。

そこで、これは新聞報道でありますから私もよくわかりませんが、この連絡調整会議で、今度出されました恩給審議会の答申と、どういふ関連で議論をされておるのか、これもわかる範囲でひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生御指摘のように、いわゆる社会保障制度審議会のほうから、公的年

金についての調整が必要であらうというふうな御指摘がございました。公的年金制度連絡会議というものが設置されて、そうして総理府、大蔵、文部、厚生、農林、運輸、郵政、労働というふうな各省からそれぞれ関係局長がメンバーとしてこの会議に参加しておるわけでございます。

大体この会議は、いわゆる総会に類するものと幹事会という二つの形で運用いたしております。幹事会が、それぞれの関係課長が出てやつておるわけですが、まず、これまでの会議の中では、それぞれの制度の説明がございました。そうしてその説明の中で一つの課題になりましたのは、調整規定の問題が非常に重要な課題になるわけでございます。そこで、恩給審議会の終期が本年の三月末でございます。一方、この年金制度調整連絡会議は、ほぼ一年ぐらゐの予定で考え方の結論を出していこうかという線に進んでおりましたので、若干時期的にそういった意味からしますとズレが出てまいります。これまでのやり方といたしましては、それぞれ調整規定についての関係省の説明、及び恩給審議会の答申が出ました段階で、私のほうの局から恩給審議会の答申の内容を、それぞれの関係省の御認識をいただくという意味において御説明をしております。目下そういうふうな、いわゆる関係のそれぞれの法規にやや類似した調整規定がございまして、恩給審議会の答申の出た中でどう考えるかということがいろいろ議論をされておる段階であるわけでございます。

○山崎昇君 新聞報道を見ると、何かこの連絡会議は七月ごろまでに最終結論を出すというふうな報道されておるのですが、それがそういう方向であるのかどうか。時間節約上続けて二、三お伺いいたしますが、それがその第一点。

それから第二に、報道されておるのは、生活保障の部分については、第一に物価上昇に力点を置いてスライドするのはやむを得ない、しかし、その他についてはかなりまだ議論がなされておるといふように報道されておるのですが、どういふ議論がなされておるのか、二番目にお聞きを

したい。

それから三番目には、この報道によりますという、財源については当然国庫で負担をすべきだ、しかし自動的にすぐ実施をするということもなかなか困難なので、五年程度期間を置いて実施したらどうか。その間にちょうど、昭和四十四年か四十五年には国民年金あるいは厚生年金等の再計算の時期がくるから、そういうものと関連をさせて討議したらどうかというふうな趣旨のことがかなり議論されたというふうに報道されておるのですが、その内容についてできれば御説明いただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は新聞にさような記事が出たことは承知をいたしておるわけですが、ところが、年金制度調整連絡会議では、実はまだそこまですんでおりませんでして、御承知のように、三月末に恩給審議会の答申がやつと出たという状況でございます。その後私どものほうで、審議会答申を、これまでたしか幹事会で一回御説明申し上げた程度でございます。したがって、新聞にございましてよう内容のところまではまだ進んでいないというのが現状でございます。

○山崎昇君 いまの局長の答弁だと、かなり新聞に出ておりませんから、どの程度のことかわかりませんために、勢い新聞報道を、あるいは多少新聞記者の方々に会って記事の内容等についてお尋ねすることもあります。いすれにしても、この記事によるといふと、かなり断定的なことが書かれておるわけなんです。いまの説明を聞きますと、そこまですんでいないという、メンバーの一人である局長が言われるので、これ以上お聞きすることはできないわけですが、いすれにしても、恩給法の二条ノ二の規定と、たとえば国家公務員共済組合法の二条ノ二の規定とは全く趣旨なんですか。したがって、この恩給審議会の答申というものが、今後の連絡会議で私は決定的な役割りを果たすのではないだろうか。そういう意味で言うと、これから総務長官なり、あるいはメンバーの一人

であります恩給局長の今後の検討の内容といひますか、答申の制度化の方向といひますか、こういうものが、他の年金制度に私はかなりの影響を及ぼすのではないだろうか、こういう気がいたします。そういう意味でいうと、この答申をどう具体化するかということ、これは、きわめて私ども重要な問題だと思ひます。できれば片りんでも具体的なことをお聞きをしたいと思ひたのですが、なかなかそこまですんでおりませんということなんで、これは別の機会にまたお聞きをすることにして、きょうはこの程度でやめたいと思ひます。

そこで最後に、冒頭にもお聞きをしましたけれども、何といつても答申をすみやかにやはり実施をしなければ意味がありませんし、それから、日にちがたてばたつほど、いろいろ問題点が私はまた出てくるんじゃないかと、こう思ひます。そこで総務長官にお聞きをしたいのですが、おおむね一体いつごろをめどにして、答申を制度化をするというお考えなのか、重ねてお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 私も山崎先生と全く同じ考え方でございまして、一日も早くこれはやりたいと、かように念願をいたしておる次第でございます。

○山崎昇君 いや、その程度の答弁ならもう何の意味もないのですよ。ある程度、まあそれがあとではずれたから、またあなたの政治責任をどうだなんという意味で聞くのではないので、恩給年額の改定というのは、審議会の答申にもありますように、直接生活と密接不可分な問題でもあり、また、どうしてもこれはすみやかにやらなければ意味がありませんので、私は、いつの時期くらいまでにしようとするのか、ごく大ざっぱなめどくらいひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまおっしゃいましたとおりでございますが、私のほうも、いまのところ、ほんとうに言ひまして、ちよつとわからないのでございます。むしろ、いまも私担当の者に言うたのですが、いろいろ関係者の方々のあれ

もあります。それから予算の提出時期もありますし、それから逆算したるなんかしめてまいりますと、もうほんとうに早く、一日も早くやらなければならぬという気持がするものでございませうが、しかし、まだその点につきましては、全く母法でございませう。恩給法がこういうふうな状態でございませうから、いずれこれが軌道に乗って、さらに政府間におきまして鋭意交渉にかからなければならぬ、かように存じております。

○山崎昇君 なかなか答えにくい点も、それはあると思うのですが、ただ、私はこの答申を見て、そう予算上に直接影響を及ぼさないような内容のものもあるし、それから予算上でかなりなウエイトを占めるものもありますし、なかなか項目が多いわけですが、そこでも一ぺんにこれ全部政府が制度化するというのも、なかなか困難だと思ふのですが、おのずからやはり、早くしなければならぬもの、ある程度時間を置いてもいいものがあると思ふのです。そこで重ねてお聞きしたいと思ふのですが、おそくとも通常国会には何らかの形でこの答申案のある程度の制度化の問題が出されますか、重ねてお聞きをしておきます。

○国務大臣(田中龍夫君) ちょっと私、山崎先生の御質問を誤解しておりました。というのは、私は制度化の、二条の調整規定の問題をどう制度化するか、こういうふうな非常に根本的な重大な問題と存じましたが、六十項目にわたりますいろいろな審議会の答申内容につきましては、やれるものからもうどしどしとやはり片づけていかなければならない、そういう点はおっしゃいますとおりに、もうすぐでもやれるものから着手してまいります。

○多田省吾君 私は、簡単に二、三お尋ねしたいと思ふのですが、まず最初に総務長官にお伺いしたいのですが、恩給の本来の目的というのは、退職後の公務員に対する生活保障にあったわけでありませうけれども、最近の生活水準あるいは消費物価の増高、そういった問題から見ますと、恩給・年金の差というものは非常に激しいものになっ

ております。年金のスライド制というものがそういう点から叫ばれているわけでありませうけれども、恩給審議会の答申の中で、具体的にあまり明確に取り上げてはおりません。総務長官からこのスライド制に対する基本的な考え方について一応お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) これはもちろん恩給審議会の今回の結論が、二条ノ二の調整規定というものが非常に中心的存在でございませう。このスライドの問題につきまします要件につきましては、ただいままで御議論がございまして、おとりでございませう。われわれ、このスライドの問題が、一番理想としては自動的なスライド制になることが、これは最高のあれでございませうが、そういうわけにはまいりません。これは今回の審議会の答申におきまして、やはり消費者物価の上昇でございませうと、あるいはまた、他の要件でございませうと、消費物価の給与の関係でございませうとか、消費者物価の問題でございませうとか、そういうふうな要件に基づきましてこの調整規定を発動する、その発動のための制度的な筋をどう立てるかということが当面の急務でございませう。

○多田省吾君 そうすると、恩給審議会の答申の中に、先ほど問題になりましたけれども、この調整の基準につきまして、その運用については、五割以上の消費者物価が上昇した場合云々ということが出ております。また最後のほうに、消費者物価の上昇に基づく調整の補完的要因として、政府の合理的な判断によるべきであるというようにも述べられております。この問題に關しまして、実際の具体的にどういう点を基準にしてこの調整をなさるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま御質問の内容の点につきましては、審議会等の審議の経過もございませうので、担当の局長からお答えさせます。○政府委員(矢倉一郎君) おそらく先生御指摘の点につきましては、消費者物価については五割という基準を明示しておりますので、これは基準的に明確になっているということ、その他のい

ゆる公務員の給与、それから国民の生活水準というもののについては明らかな、たとえば何%を云々というところがあらわされていないところから、具体的にどういふ御指摘ではないかと云々、この点は審議会におきましては実は明確な基準は、消費者物価におきまして、それを不可欠の要件とするというところ、そういうふうな明確な基準も明らかにしつつ、なお生活のそういう維持分は、それによって恩給の實質的価値保持という線が、物価を見ることによって得られるであろう。しかし、それ以上に私たちの生活には生活向上というものがございませうので、それをどの程度に見ていくかということについて、政府側のある程度の判断にゆだねていくというふうな審議会の答申でございませうので、そこに先生の御指摘のようない点がございませうのではなからうか、かように考えます。

○多田省吾君 そうしますと、消費者物価がたとえば四・五%値上りした。また、国家公務員の給与の上昇が非常に激しかった、こういう場合には考慮するということ意味ですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 消費者物価の点につきましては、五割基準というものを明確にいたしておきますので、そこからは四・五割の場合には不可欠の要件というものの、改善の要件を満たさないことになるわけでございます。しかし、公務員給与について、たとえば著しくそういう点についての配慮が加わった場合に、その分についての配慮を必要としないという問題が出てこないかもしませんが、そこらに政府側の配慮の余地がある、かようなことになってよろうかと思ひます。

○多田省吾君 恩給・年金で最低保障額が、恩給年額が六万円、扶助料が年額三万円となっておりませうけれども、まあ生活保護費と比べますと非常に低過ぎると思ひます。これはやはり答申の上でどうなっているかもしませんけれども、社会保障的な考え方というものを今後どうしても強くしていかなければならぬと考へますけれども、この点では、審議会ではどのような議論がなされた

か、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 最低保障額につきましては、旧来は実は恩給法の中に規定がなかったわけでございますが、これを改正して六万円という最低保障額の規定を置いておきまして、六万円が、しかし、現在においてはこの点がすでに六万円というものは低過ぎるのではなからうか、こういう点で、恩給審議会におきまして、現在の経済的諸条件の中では十分と考へるという、そういう点から保障額をある程度は改善していくべきではないか、その場合に当然他の公的年金制度が一つの基準になってまいりますので、そこで、他の公的年金制度との勘案の中で、この最低保障額の引き上げを考へていくことが適切である、かようなお示しがございましたので、政府側としてもこれらに於いての今後の検討を進めてまいり、かように考へておるわけでございませう。

○多田省吾君 次に恩給の裁定事務でございませうが、非常に裁定の迅速化という問題で膨大な量になっておりますから、非常に困難な検討かと思ひますけれども、現在申請受理から裁定までに一年ぐらしかかるものもある、こう聞いております。恩給局としましては、人員が少なからず、また、少ないのであるならば、それを事実要求しようとしてゐるのか、あるいはそのほかに何か難点があるのか、こういった点を具体的に話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 裁定事務につきましては、実は各方面からこの裁定の進め方のお話がございまして、私どもの局といたしまして、非常に恩給受給者にとっては重大な権利の問題でございませうので、早期にきめるということが非常に重要でございませうところから、普通の場合には大体一カ月ぐらいて仕事を終えるようにという私は指示をいたしております。ただ、先生のお話のように、一年ぐらいかかるという点は確かにございませう。これは御承知の傷病恩給につきまして申請が出てまいります。これは厚生省あるいは府県を通じて出てまいりますところから、そこに若干の日

取りを要するという問題がございますのと、それからもう一つおくれる理由といたしまして、御承知のように、いわゆるこの傷病恩給については、症状の判断ということが非常に重要になりますので、そこでその症状判断につきまして検診ということの制度がございます。つまり私どものほうで指定しました病院に、この人の症状を正確に判断してもらいたい、そういう検診依頼等をいたします関係で、実は御本人のいろいろな御都合もございまして、なかなか検診に出にくいというふうな点があった場合に、いま申しましたように、若干の日取りがかかる。ここで一年ぐらいかかるというふうなケースが出てまいりました。これにつきましても、できるだけ促進をしてみたいと、かような努力をしているわけでございます。現在は職員としては七百二十名ばかりおりまして、これに増額改定等のいろいろな随時の仕事も出てまいりますし、経常業務が犠牲にならないように、そういう仕事の促進方については、私のほうではできるだけ配慮をいたしているつもりでございます。

○多田省吾君 そのような配慮を特にお願いたしまして、次に旧軍人の恩給について若干お伺いしたいと思いますが、私どもは、あくまでも階級差による不均衡ということは改めるべきである。このように思われるわけですか。特に少佐以上の将官におきましては、戦争責任という問題もからんでおりますし、また、生活に困っている方々は大尉以下の方が多いということもあるし、また、極端に恩給の額が少ないということも考えられます。ですから、むしろ少佐以上の方は頭打ちにしてしまつて、大尉以下をどのように引き上げていくか、こういう考えに立ったほうがよろしいのではないかと、こう思いますけれども、審議会でどういう論議がかわされたか、それから恩給局としてどのように考えておられるか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 軍人恩給につきましても、実はそれぞれ階級別に仮定俸給制度をとつておりまして、先生のお指摘のような問題が出てまいるわけですが、しかし、恩給につきましても、御承知のように、退職時の条件によつてその給与が律せられるという点がございますので、軍人恩給であるからということで、この恩給についてだけこの原則を改めまして、文官恩給との均衡上にも問題がございます。したがつて、審議会におきましても、やはりこういう点についてそういうふうな恩給の本則的なことから考えて、いま申しましたような階級差は一応そのまま維持していくという線をお出しになつていくわけでございます。しかし、恩給制度全般にわたつてこういう問題については慎重な検討を要するところではなからうか、かように考えているわけでございます。

○多田省吾君 次に増加恩給受給者につきましても、家族全員に一人当たり四千八百円の扶養家族手当が出てゐるわけですが、傷病恩給受給者は奥さんだけにしか出ていない。この点も審議会ではいろいろ審議されたと思ひますけれども、せめて子供の中でも長子だけでも支給したらよろしいのではないかと、こう考えもあるようにございしますが、その点はどうでございましょうか。

○政府委員(矢倉一郎君) 増加恩給につきましても、先生御指摘のように、家族加給が妻以外の方にも出ておるわけでございますが、傷病年金受給者の妻について加給を認めてまいつたのは、その受給者等の生活の実情を考慮いたしまして、特例として認めているという点から、恩給審議会におきましても、傷病恩給受給者が増加恩給受給者よりもその傷病の程度の低いというふうなこともあわせ考慮されまして、妻以外の者についてまで加給の対象にするということについては問題があるんじゃないかならうか、かような点で、その点についての是認の結論を出されなかつたような次第でございます。

○多田省吾君 その前にありました一人当たり四千八百円という扶養家族手当の問題ですが、恩給審議会の答申でも相当の増額を行なうことが適當であるというように述べてありますけれども、いま改善をどのように、いつごろ行なうかという問題とも関連いたしますけれども、ほんとうにこういった問題を早急に行なおうとしているのかどうか、どういう考えで臨んでおられるかどうか、その点をお伺いします。

○政府委員(矢倉一郎君) 扶養家族加給につきましても、ただいま申し上げましたような四千八百円という一人当たりの加給額に相なつておりません。ところが、一面、公務員給与につきましても、いづゆる家族手当が改善されてまいつておりますので、そこでそれともならみ合わせて、この加給額の改善を求めるといふ声が非常に強いわけでございます。そういうふうなところから、恩給審議会におきましても、この四千八百円というものをある程度改善していく必要があるのではないだろうか、こういう御答申をいただいておりますので、そういう点を受けて、政府側としては、できるだけ早期に、他のいづゆる家族手当等を配慮して改定を考へていく必要があるかと勘案しておるわけでございます。

○多田省吾君 次に、旧軍人恩給に関連しまして、戦後二十三年たつておりますけれども、現在なお旧軍人の方々の傷病恩給の請求が若干あると聞いておりますけれども、これはどういう場合に、どのような事情でこういった請求があるのか、これをお聞きしたいわけですが。

○政府委員(矢倉一郎君) 実はこの問題につきましては、たとえば結核等の傷病恩給受給者を見ました場合に、これはその後病気の状態が悪くなる場合がございまして、そういったと、その症状が重くなつた場合には、当然実はその人の症状に合う恩給を支給すべきでございしますが、そのときに、その状態が悪くなつたと考えられた人は、恩給について新しく改定を求めるといふ、われわれのことばで申しますと、事後重症という請求の形で出てまいります。これがなお傷病恩給についての請求が出てくるゆゑんでございします。

○多田省吾君 最後に、こまかい問題になりますけれども、恩給法の六十五条に関連してお尋ねしたいのですが、第二項症状以上の恩給、すなわち増加恩給受給者は、大体年額三万六千円の特別加給が支給されておりますけれども、第三項以下には何にも出されていない。傷病上も、第二項でも第三項でもその差というものが非常に近い、そんなに変わらないと思ふのですが、第三項症にも何らかの若干の加給を出す必要があるのではないかと考へるのですけれども、この問題はどうなつておりますか。

○政府委員(矢倉一郎君) お示しいただいております第二項以上の重症者に対しては、俗稱介護手当と私たちは称しておりますが、その介護手当を支給いたしております。この額は、一つの重症者に対するそれなりのさきになつておるわけでございますが、この点について第三項以下の方にしてもこの介護手当を支給してもらいたいという要求があることは事実でございます。

○委員(井川伊平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。それではこれより採決に入ります。恩給法等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井川伊平君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

石原君。

○石原幹市郎君 私は、この際、ただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社、各党共同提案にかかる次の附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

恩給の諸懸案事項の解決については、従来しばしば要望してきたところであるが、政府は、恩給審議会の答申の早期実現について最善を尽くすとともに、特に、調整規定の実施、傷病者・遺族・老令者の処遇改善、外国政府職員等の抑留・留用期間の通算、琉球政府職員の在職期間の通算等については、すみやかに善処すべきである。

右決議する。

この決議案の趣旨は、案文によって明らかでありますので、省略させていただきます。

○委員長(井川伊平君) ただいま石原君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

石原君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井川伊平君) 総員挙手と認めます。よって、石原君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、発言を求められております。この際、これを許します。田中総理府総務長官。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま御決議のごぞいました事項につきましては、政府といたしましたし、御趣旨に沿いまして十分検討いたします。

存じます。

○委員長(井川伊平君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る三月六日、予備審査のため付託されました。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。水田大蔵大臣。

○國務大臣(水田三喜男君) ただいま議題となりました昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により、現に支給されている退職年金等につきましては、このたび別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げること等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、昭和四十二

年度におきまして、恩給における改定措置にならぬ、年金額改定の基礎となる俸給を、原則として一〇%、六十五歳以上の年金受給者等の退職年金等につきましては二〇%または二八・五%増額することにより、年金額を増額したところであり、この年金額改定の基礎となる俸給の増額率を原則として二〇%、六十五歳以上の年金受給者等の退職年金等につきましては二八・五%、または三五%に改めることにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

また、現行の国家公務員共済組合法の規定により支給されている退職年金等につきましても、昭和四十二年度におきまして、恩給における改定措置に準じて年金額改定の基礎となる俸給を増額したところであり、さらに今回、恩給における改定措置に準じてその増額をすることとしたしております。

すなわち、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年度におきまして、恩給における改定措置にならぬ、従前の年金額改定の基礎となる俸給を、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等におけると同様の方法により、増額したところであり、今回、その増額率を、これらの法律に基づく退職年金等におけると同様に改めることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、昭和四十二年度におきまして、従前の年金額改定の基礎となる俸給を一〇%増額したところであり、今回、その増額率を二〇%に改め、これらの俸給の額を基礎として計算した年金額が既裁定の年金額を上回るときは、昭和四十三年十月分以後、その差額に相当する額の増額をすることとしたしております。

このほか、この法律案におきましては、増加恩給の額が引き上げられること等に伴い、公務による廃疾年金及び公務にかかる遺族年金の最低保障額を引き上げることとするほか、恩給法の

改正に伴う所要の措置等を講ずることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井川伊平君) 以上で説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

午前はこの程度とし、午後二時再開いたします。

それでは休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(井川伊平君) これより内閣委員会を再開いたします。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る三月十六日、予備審査のため付託されました。

それでは、提案理由の説明を聴取いたします。中曾根運輸大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定の年金の額につきましても、このたび、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受

給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案による国家公務員の共済年金の額の改定と同様の改定を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等の額につきましては、昭和四十二年度におきまして、恩給の改定措置に準じ、年金額算定の基礎となる俸給を、原則として一〇%、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち、妻、子または孫につきましても二〇%、七十歳以上の年金受給者につきましても二八・五%増額することにより、その改定を行なったところであります。さらに今回、これらの増額率を恩給の改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二〇%は二八・五%に、二八・五%は三五%にそれぞれ改めることにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

次に、現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等の額につきましては、これも昭和四十二年度におきまして、恩給の改定措置に準じて改め、年金額算定の基礎となる俸給を現行法施行日前の組合員期間に対応する部分につきましても、先に述べました旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等の場合と同様の率で増額し、また、現行法施行日以後の組合員期間に対応する部分につきましても、一律に一〇%増額したところであり、さらに今回、これらの増額率を恩給の改定措置に準じて、一〇%は二〇%に、二〇%は二八・五%に、二八・五%は三五%にそれぞれ改めることにより、昭和四十三年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

なお、上記により年金額を改定した場合に、既裁定の年金額のほうが多いときは、従前の年金額をそのまま支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

たいただきますようお願い申し上げます。

○委員長(井川伊平君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る四月二十六日、衆議院から送付され、付託されました。

なお、提案理由の説明はすでに聴取いたしております。

それでは、これより本案の質疑に入ります。関係当局からの御出席は、中曽根運輸大臣、町田官房長、宮崎港務局長、澤航空局長、龜山海上保安庁長官、以上の方々でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤頼道君 この法案について二、三お伺いしたいと思いますが、基本的な問題については大臣の御答弁をいただき、あとは港務局長でもけっこうだと思えます。

まず順序としてお伺いしたいのは、港灣運送事業の合理化に関する問題については、二年間どのように審議が行なわれてきておられるのかということ、この点をまず具体的に要点だけ御説明いただきたい。それと今回、二年間延長することになるようですが、その理由は那辺にあるのか、こういうことを伺いたいと思えます。

○政府委員(宮崎茂一君) お答えいたします。

港灣審議会の港灣運送部会におきまして、昭和四十一年、四十二年におきまして、おのおの五回ずつ委員会を開いております。そして四十二年度は、この委員会のほかに、非常に細部の問題がございましたので、専門委員会を別に十二回開いております。

審議いたしました内容でございますが、御承知のように港灣運送事業の合理化に関する方策についてという問題と、第二は、港灣運送事業の料金体系の合理化、埠頭の効率的な使用について、この二点でありまして、第一点につきましては、現在までにおおむね答申は終わっておりますが、残りますのは五大港以外の地方の港の分だけでございます。それから第二点の料金体系の合理化の問題につきましては、まだ完結的な答申は出ておりません。なおまた、埠頭の合理化の効率的な使用の問題につきましては、中間答申が出ておるわけでございます。

○伊藤頼道君 この問題の審議については二年間という期限が定められておるわけですが、四十一年七月には、時の運輸大臣から、港灣運送事業の集約化についての諮問があったと思うわけです。同じく四十二年四月には運賃体系と埠頭の効率的な使用について諮問しておったわけですが、当初からきめられた期間内に審議が終了してないわけですが、これは初めからそういう体制ができておったけれどもできなかったのか。その点遺憾の点があったのではないかと、こういう問題が出ておると思うのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(宮崎茂一君) 当初二年間の予定でやったわけですが、御承知のように、運送事業の合理化の問題は、昨年の三月三日に中間答申と申しますが、基本的な概略の答申が出たわけですが、五大港、各港の具体的な集約化の方針につきましては非常に論議が活発になり、先ほども申し上げましたように専門委員会を十二回も開かなければならないというよう次第で、やっと今月の三月六日に答申をいただいたわけでございますが、またさらに延期いたしました理由といたしましては、今後埠頭の効率的な使用の問題あるいは料金体系の問題、あるいはコンテナ輸送とか、そういった問題も出てまいりまして、企業合理化を実施する。これから現場の各港ごとに実施する段階になりますので、それに伴いまして諸種のいろいろな問題が出てまいりというようになりました関係から、さらに二カ年間延長したい、こういうことでございます。

○伊藤頼道君 このことについては、行管の資料を見ますと、港灣審議会の開催回数、先ほど一部御説明がございましたけれども、四十一年、四十二年のそれを見ますと、いずれも総会はおの一回しか開かれていないわけですが、また部会については、計画、管理、港灣運送、この三つの部会があると思えますが、これも兩年とも七回しか開かれていない、こういう実情であろうかと思えます。審議期間が定められておるのであるから、もっと集約的に審議し、期限内に結論を出すよう、こういう意味の前回はきりきりした答弁があったわけでありませぬ。こういう点あわせ考えますと、これはどう急ぐべき問題を二年間さらに延長しなければならぬということ、前の答弁から見てもどうも納得しがたいと思うのですが、この点はどういう経緯があったのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(宮崎茂一君) お答えいたします。

ただいまの、今後二年間延長いたしますのは、実はこの港灣審議会というものは、その本来の目的は、管理部会、計画部会でございます。この設置法の附則に、二年を限って、四十一年から四十三年の三月三十一日までの二年を限って港灣運送部会というものの設置が認められたわけでございます。そして、今回の法案の改正は、この港灣運送部会の期限を二カ年延長するわけでございます。審議会自体の、本来の審議会は、これは毎年港灣の計画なり、あるいはまた、港灣整備促進法によりますところの日本の全体の港灣計画の審議なり、そういうものがあるわけでございます。総会、管理部分、計画部会には関係なしに、港灣運送部会の審議のために二カ年間延長をお願いしたいというところであります。

なお、この港灣審議会の規則によりまして、港灣運送部会で決定したものは総会の決議とみなすということになっておりますので、総会はおおむね年に一回ずつ開いております。管理部会、計画部会、おのおの部会が活動をいたしております。

○伊藤顯道君 最近、臨時的な審議会の設置の状況を見ますと、いま問題になっております香港審議会以外の部会でも、当初は大体二年程度の期限を切って設置して、途中でこれまた二年程度延長する、そういう事例が非常に多いわけでありま
す。そういうことになりますと、結局、最初は何の審議会あるいは調査会等でも、二年間の期限で審議を果たすという意味の趣旨説明があったわけですが、多くはまた延長する場合は二年くらい延長しておる、そういう事例が多いよう
でありますね。いま総会は年一回くらいが常態であるという旨の御説明がございましたけれども、部会などについても、もう少し回数をふやして審議を煮詰める等の問題についても、いま一段と努力が必要ではないかと思われるのですが、大體部会が、先ほど言ったように、年一回くらい開けば、十分審議が尽くされるのが常態なんですか。
いま少し審議を煮詰めて、大體当初予定された期限内に一応目的を達する、そういう審議会等もあるわけですが、中にはそういうふうにならずにさらに二年延長、極端な場合になると、さらにそれをまた延長した事例も、この委員会で審議したことがあるわけですが、この点はどうなんですか。

申しますかでございます。そのほかに、先ほど申し上げました總會につきましては、その港灣整備促進法による關係、その他を議論するわけでございませう。それからもう一点の港運部會、これは長期限つきの部會でございますので、御承知のように、二年といつたのに二年で済まなかつたじやないか、さらに二年というが、また延ばすのじやないか、さうかというやうな危惧が感ぜられるといつた意味の御質問でございますが、御承知のように、港灣整備、港灣の集約化が今年の九月末という一応のめどを持って、これから實際に集約化にかかろうとしておるわけでございますので、これはやはり私もといひましては、今後そういった集約の段階におきますいろいろな問題もございますし、またコンテナの本格的な就航も昨年の十月ごろからでございますが、これに伴いますコンテナバースの建設もやつといま緒についたというやうな事態でございますので、その運営等、そののを考えますと、さらに二カ年は必要だ。二カ年のあとは、港灣運送部會につきましては、いまのところ全然延ばす考えはございません。二カ年間に必ず審議會の審議をしていただく問題は終了いたしました、こういうふうなつもりでございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○伊藤顯道君 第五十一國會で港灣審議會の所掌事務に新たに港灣運送事業の合理化、こういう面が加えられたと思ひますが、その港灣運送の合理化については非常に急がれておるのだという意味の説明があつたわけですが、現在諮問中の運賃料金体系あるいは埠頭の効率的使用については、いつごろまでに答申を受けると期待しておられるのか、さういふ問題と、また二年延長することによつて新たに諮問事項がさらに加わるのか、さういふ面についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎茂一君) 企業の集約化の問題につきましても、今年の三月でほぼ答申をいただきました。お話の料金体系の具体的な問題でございますが、私ども料金体系につきましては、一応こ

の秋までにいただきたいというふうに考えております。それから、その後にどのような問題が予定されるかというお話でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたコンテナ等の新しい荷役方式に関する問題、それから集約化の実施に伴って生ずる問題、おおむねこの問題を諮問をいたしたいと、かように考えておるわけであります。

○伊藤顯道君 昨年の三月、港灣運送事業の合理化に関する方策について答申をいたしておるようですが、この答申の内容はどのようなものか、その要点だけを。またこの答申を受けで、これを行政にどのように反映させて実施されようとするのか、この最後の問題は、これは基本的な問題であるので、大臣からお答えいただきたい。

○政府委員(宮崎茂一君) 昨年の三月三日受けました答申でございます。いわゆる私ども新三・三した答申でございます。これにつきま答申というふうに称しております。これは、大要は結局、日本の港湾運送事業は非常に前近代的なものであつて、中小企業が非常に多

い。したがって、この国際的な資本自由化の時代に、産業界のあらゆる分野にわたりまして大規模な近代化なり能率化が急速に進められておるわけでございますが、このような動きはだんだんと生産の段階から輸送、荷役、保管と、こういった段階に著しくなつてきております。特にコンテナ輸送というものが海上輸送の革新として登場してまいっておりますし、日本におきましても、外国資本の輸送網拡大の手が伸びようとしておるわけでございます。こういったような港湾を取り巻く輸送の近代化の情勢の中において、日本の港湾運送事業の大規模——事業の規模の大型化と申しますか、それと近代化ということをやりますて、能率の向上をはかり、コストの低減ということにつきまして要請が出てきているわけでございます。

いたというような声も出てきておる。また一方、労働条件というようなことから考えても、だんだん労働条件が逼迫してきておる。したがって、そういった意味から港灣荷役の近代化というものを進めなければならぬと、こういうふうにいっているわけでありまして、その次には、日本の港灣運送の実情、その他を入れまして、業界の集約化が必要である。つまり集約化するにはいろいろな方法があるというようなことも申し上げております。また、この集約化に対しますところの具体的な方策というものを早急に立てるべきであるという意味の、つまりそういった意味のいわゆる港灣の近代化の、何といいますが、大筋と申し上げますが、そういうことが答申をされておるわけでございます。また、この近代化を進めるにあたりましては、事業主、つまり当事者の自覚がどうしても一番必要だと、そういったようなこと、つまり私どもが近代化を進めてまいりますための、大げさに言えば憲法と申しますか、まあそういう基本的なことを答申は書いたものでございます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 港湾運送事業の集約の問題につきましては、三月三日の港湾審議会から港湾運送部会の答申として提出されております。そのほかに三月六日に、五大港における一般港湾運送事業の集約化について、それから三月二十一日に、五大港における一般港湾運送事業以外の業種にかかると集約化についてという答申が出ております。大体これらの方向は、九月を目途にしてある程度の集約を段階的に実施することが適當である、という答申になっております。現在の日本の経済の成長度合い等を見ますと、港湾自体が相当大きく規模が拡大していく予定でございまして、こゝしをスタートとして、新しい、新港湾五方年計画も策定され、実施されておるわけでございます。一方において労働力がかかなり不足してきておりまして、たとえば関西あたりでは、万博のために港湾運送関係の労働者が非常に逼迫してきておりまして、その労働関係の需給問題というものも大きくクローズアップしてきているわけでございます。で、必然

的に近代化し、機械化して、相当大規模な仕事としてこれを取り扱っていないか、経済成長や港湾の規模の拡大等に沿わない実態が出てきて、これを取り扱えなくなると、脱着してくるものが出てきたり、非常にアンバランスの状態が日本の各港湾に現出するおそれがあります。そういう観点から、ここに計画的集約を行なうということは、私は時宜に適切なことであるだろうと思ふのであります。

そこで、特に考えなきゃならぬ問題は、そういう集約を行なう場合に、一番圧迫を受けるのは労働者の問題でありまして、港湾労働者の取り扱いというものが、公平にバランスがとれて行なわれるように、細心の注意を払う必要があるだろうと思っております。それと同時に、これらの集約を行なうにつきは、権力的なやり方ではなくして、あくまで事態を説明して、関係者の納得を得た上で集約を行なわれることが望ましいと、そういう考えを持ちまして、いま各海運局ごとに関係業者との懇談会を全部やらしてございまして、一零細業者に至るまで意見を聞いております。この港湾審議会の答申につきましては、一部誤解もございまして、零細業者のほうから、ちょうど競争前の企業整備みたいな、強引にのれんをはさずされるんじゃないかという心配も多分にあるようございまして、したがって、そういうようなことはやらぬということを私ははっきり申しまして、ともかく各海運局ごとに事態を説明して御意見も聞いて、そして段階的にこれを実施する、無理なこととはあまりしない、そういう考えに立ってやろうと思っております。

○伊藤頭道君 港湾運送事業者は、全国で大体どの程度あるかということ、それから、港湾運送事業の集約化が急がれておるのは、港湾運送事業者の大部分が零細事業者であるからだ、こういうふうに承つておるわけですが、その辺の実情についてはどうなのかということ伺いたいと思ふ。

○政府委員(宮崎茂一君) お答えいたします。

全国におおむね九十二港、大きな港がございまして、その中で港湾運送事業と申しますと、いわゆる船舶荷役事業というのがございまして、それから、はしけ運送の事業、沿岸荷役といかだ運送、それからまた、それらを全部統括してやる一般港湾運送事業と、五つの事業種類がございまして、これを全部、この五つだけを合計いたしますと、全国九十二港で三千二百五十一社、事業者数がございまして、それからさらに、五大港がこのうちで一番重要でございまして、扱ひ量その他から見ましても、大体六割、七割程度扱っております。五大港で数字を申しますと、千八百五十二社でございまして、そういう数字でございまして、この実態と申しますか、そういったものは、まあ船内、はしけ、沿岸、それごとに違ひますけれども、資本金別に申し上げますと、大体百萬元から五百萬元未満という層が三四％、それから五百萬元から一千万円という層が一七％、一千万から五千万が二五％、五千万以上が一四％、その他は百万未満、そういう非常に中小企業の多い業種でございまして、

○伊藤頭道君 次に伺いたいのは、港湾運送事業については労働力に依存することが非常に高いと思うので、先ほど大臣からもその点に触れて御答弁があったわけですが、労働力がとにかく不足しておるということばかりでしたけれども、労働力の需給の関係ですね。これは実情は一体どうなのかということですね、全国的に。それから事業量の増に比して労働者数の伸びのぐあいは一体どうなのか。要約すれば、先ほど大臣のおっしゃったように、労働力が不足しておるということになりましようが、それをいまい少し詳しく御説明いただきたいということ、その労働者の中に、日雇いの労働者が相当の比率であるのじやなからうかと思ふのですが、そうだとすると、その実情はどうなのか。また、この日雇いの常用化の問題についてはどうお考えおられるのか、ある程度進んでおられるのかどうか、その辺の事情についてもあわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(宮崎茂一君) 港湾運送事業の労働者の数でございまして、五大港で申し上げますと、一月一日現在の統計でございまして、全国で六万二千四百人でございまして、これは常用の労働者でございまして、したがって、先ほど千八百五十二社と申しましたので平均いたしますと、一社当たり三十四人ぐらいの平均になります。この常用労働者のほうは、年次別に統計を見てまいりますと、だんだんと最近ではふえております。なおそのほかに日雇いの労働者というのがございまして、これは港湾労働が非常に流動性が多いという関係から、必要な人員を全部常用者でまかなっているわけにはまいりませんので、仕事の多いときに臨時に日雇いの労働者を連れてまいります。これがおおむね延べ数、実人員にいたしまして一万八千人から二万人程度だというふうに推計されております。つまり大体常用者の三〇％程度が日雇いの労働者でございまして、これは昨年の十二月の一か月の統計でございまして、労働省関係の統計でございまして、五大港におきましてこういう日雇いの労働者の求人総数がおおむね三十一万人、これは延べでございまして、それに対しては全国的に見ますと、八三％ぐらいが就労をいたしております。つまり一七％ぐらいは足りません。特に東京、横浜、名古屋につきましては九〇％程度でございまして、これは先ほど大臣からお話がございまして、大阪、神戸につきましてはほとんど八〇％台、つまり必要な数の日雇い夫の八割ぐらしか集まらないと、これは万博その他の関係があるからでありましようが、おおむねそういうことになっております。

○伊藤頭道君 次に伺いたいのは、先ほどお伺いいたしました港湾審議会の委員は、おそろく三十五人ぐらいたらうと思ひますが、この出席状況は一体どうなのかということ、また、これは港湾審議会の委員に限定したことでありませんが、行管からの資料によって調査いたしますと、兼職されておる委員が相当多いのが実情のようです。そこで、この港湾審議会の委員三十五人につ

いて、兼職の状況はどうなのか。もちろんここで名称を、詳細なことはお答えしにくいと思ひますが、ごく概要のところのお答えでけっこうです。なお、できればこれを資料として次回までにひとつ御提出いただきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎茂一君) 出席状況でございまして、運送部会のはらは平均の出席率が四十一年が九五％、四十二年が九三％になっております。計画部会と管理部会はおの九二％でございまして、それが出席率でございまして、

それから兼職でございまして、これはいろいろな関係で、六つ兼職しておられる方が一人、それから五つが一人、四つが一人、二つ兼職しておられる方一人、そのほか十六名、これは兼職一つでございまして、そのほか行政機関の職員はこれは除いておきます。そういうことでございまして、

○伊藤頭道君 なお、この機会にお伺いしておきますが、昨年度、いわゆる四十二年度の委員手当てが、旅費等の経費についても概要だけ御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎茂一君) いまちょっと手元に資料がございせんので、できればすぐ作成して、あとでお届けしたいと思ひますが、

○伊藤頭道君 はい。

○政府委員(宮崎茂一君) 四十三年度の分につきましては一応予算がございまして、港湾審議会全体で百七十七万八千円でございまして、内訳は、委員手当が五十六万六千円、旅費等が五十一万五千円、庁費が六十九万七千円というふうになっております。

○伊藤頭道君 いまの程度わかればけっこうですから、あとお聞き資料提出は要りません。

○伊藤頭道君 なお、追つてお伺いいたしますが、四十年から五十年計画で四十四年度まで総額五千五百億で第二次港湾整備五十年計画が進められておるようでありましかつても、そのごく概要についてでけっこうですが、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎茂一君) はい。

○伊藤頭道君 はい。

○政府委員(宮崎茂一君) はい。

○伊藤頭道君 はい。

○政府委員(宮崎茂一君) はい。

○伊藤頭道君 はい。

それから空港の第一種、第二種、第三種、それぞれについて要点だけを伺いたいと思うんですが、第一種というのは、言うまでもなく、これは国際航空路線に必要な、たとえば大阪とか伊丹、こういうようなところで整備が進められておると思うんですが、問題は第三種にあらうかと思うんですね。第三種については、地方公共団体が設置、管理することになっていきますから、そういう点でまだまだ不十分の点が相当あるんじゃないかと、われわれも地方を回つてみてそういう点痛感させられるわけだが、ずいぶんお粗末な空港もあるわけですから、そういうような実情について、ごく概略でけっこうですが、御説明いただきたいと思います。

○政府委員（澤雄次君）　まず第一点の空港整備の目標は千五百十億ということで当初設定したところで変えておりません。

それから御指摘の第三種空港につきましても、この五カ年計画の中で重点を置いて考えておるわけでございますけれども、このうちの非常に交通量の多い空港につきましては、現在、大部分が千二百メートルの滑走路であります、できる限りこれを千五百メートルに伸ばすということと、そ

れから灯火類を整備する、特に飛行機が滑走路に入りまるとき着陸しやすいように進入角指示灯というのをごさいます、これを三種空航にできるだけ整備をしまいたいというふうに考えております。それから地方公共団体の空航管理者とは常に航空局のほうで会議を持ちまして、空航の安全につきましては遺漏のないように万全の措置を講じたいと、このように考えております。

○伊藤道雄君　なおこの機会に承っておきたいのは、一種はわかっておりますが、第二種、第三種、それからその総数ですね、それと工事中的のものもあるかと思ひます。なければけっこうです、もしあれば、その種別に二種、三種というふうに。その他のものとして、各民間の新聞社等が設置してあるところも一部あるようです。それから自衛隊用のもの、米軍用のもの、これはもちろん詳細なものは要りません。ただ一応その数だけをこの機会に承っておきたい。

○政府委員(澤雄次君)　一種、二種、三種は、これは御承知のように、空港整備法のほうの関係で分けてあるわけでごさいます、一種は東京の羽田でございます。それから大阪の伊丹、それから今度は目下建設いたしております成田の新空港、それが一種であります。二種は全国に十七、それから地方公共団体が設置管理します三種は二十九港ございます。それからそのほか、これは空港整備法ではございせんが、航空法の規定に基づきまして、新聞社あるいは民間の方が設置許可を運んでいる飛行場が九カ所ございます。それから米軍に提供しております飛行場を民間航空に供与しておりますものが三つ、それから防衛庁が管理者でございしますが、これを民間航空用に供与いたしておりますものが六ございます。

○伊藤道雄君　いま説明の中で、東京の新国際空港がもしできれば国際空港は第一種が三つになるということでごさいます、そこで、そのことをちよつと承っておきたいと思うのですが、三里塚一帯に新空港設置が閣議が決定されてから大体もう

一年有余にならうかと思うのですが、新聞などで報道されているように、地元の方の反対同盟はじめその地元の方が強い反対を展開しておるかと思うのです。そこで、その機会に、新国際空港建設の背景について長く承りますので、これは後日に譲るとして、ここで承っておきたいのは、新空港が建設されるといいますと、それに伴う騒音とか、公害の被害という点に限定して、二、三お伺いしたいと思ひますが、たとえば九十ホーンの騒音は地下鉄の電車の中にある状態だと聞いておりますし、百ホーンになると電車のガードの下の方で、九十九ホーン以上になると騒音の被害地域は、現在使われているボーイング707型ですが、この707型機の場合でも、一本の滑走路について、縦が三十キロ、横が五キロに及ぶという説明を聞いておりますが、そこでSSTとか、あるいはジャンボ・ジェット、このような超音速大型ジェットになると、その騒音はさらに倍増されるというように聞いております。

そこで承りたいのは、こういうことも空港建設についてもちろん計算に入れておられるかと思ひますが、こういうことについてまず運輸省としてお考えになっておる点をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君)　こまかい具体的なことは航空局長に答弁させます、騒音の問題はわれわれも非常に重要視しているところであり、かつ、千葉県知事が最もこの問題については関心を持っておられたい要望しておられるかと思ひます。そこで、SSTやあるいはコンコルドが参りました場合の騒音などの程度になるかということをよく検討しておりますが、製作者側からのいろいろな資料及び製作国であるアメリカやあるいはイギリス、フランス等の許可条件というものをよく調べてみますと、現在のDC8以上には出ないようであり、特にアメリカなんかは内陸の飛行場が多いものでありますから、衝撃波やその他のものには非常に鋭敏でありまして、日本以上にその点は関心を持っておるようであり、よく問題になります衝撃波、これは超音速にかわ

るときに非常に大きな爆発音が出るわけでごさいます。これが一番心配していることですが、日本の場合には、成田を飛び立ちまして、大体、札幌程度の距離へ行つた場合に、高度二万メートルぐらゐになつて、そこで超音速に移るわけですが、したがひまして、札幌程度の距離はもう海上はるかかなたでありまして、そこで衝撃波が起きてても陸上には被害はない、そういうことで心配はないようです。それから、着陸の場合にはすでに選音速から普通のジェット機程度の速力に落ちて接ししてくるわけでありまして、これもはるかに海上においてそういう問題が解決しているわけでごさいます。それから発着の場合に、大型機であるからアメリカのB52みたいなものすごい爆音が出るのではないかと、そういう予想もあると思ひますが、あつたいう軍用機は非常に無理をして、爆弾を積んだり、ガソリンを満載してありまして、発着のときには非常にエンジンをつかして、そして音の問題なんか考えないでつくられておるわけであり、ところが、旅客機の場合はその点は別の設計で、別の考慮でつくられておるのでありまして、あつたいうエンジンをしほつて、ものすごい爆音をつくりながら出すB52のような軍用機、これはもう戦闘用につくつておるわけですから、非常にエンジンに無理をして、しほつて、音を出すこともかまわずにやるわけですから、民間旅客機の場合は、それとは全く違つた観点から飛行機の構造をつくつておるのでございまして、その点は軍用機と同じように考えたらこれは間違いであると思ひます。

しかしながら、やはり住民に對する不安や心配というものもつともなことでありますので、いろいろ対策を講じておりまして、ある一定の限度内、つまり滑走路の末端から二キロ、幅六百メートルの範囲内のところでは、もしかえ地がほしい、移転するという希望の方があれば、こちらが補償いたしましてその要望にも応じますし、また、農業を営むという人たちのために特別ないろいろな助成手段を講じまして、畑地かんがいをやるとか、農業生産が低下しない

ような措置もやりますし、それから騒音防止法の適用によりまして、公共的建物については防音装置を施すとか、それから一般の民家につきまして、たとえば公民館の内部における防音装置をつくつてあげるとか、そういういろいろな問題について最大限の考慮をして手当をしていく、そういうことを考えているのでございします。具体的には航空局長から答弁させます。

○伊藤道雄君　航空局長、なお御答弁があれば、せつかくの機会だから承りたい。大臣には御遠慮なさらぬで。あります。それで次の問題お伺いしますが、いまのと関連の問題ですが、私、実際に国政調査などで全国のおもつた空港を見ておりますが、特にそういう騒音という点で頭を痛めたのは、福岡の板付の飛行場であり、これは都市のまん中にあるという関係もございしますけれども、これはもちろん米軍の基地もあつて、F104とかいうものが主でありまして、これも、これはもう飛行場の近くにいたら耳をつんざくような、ほんとうに雷のような騒音、ものすごい音がするわけですから、それと防音装置について、そのことについてお伺いしたいと思ひますが、周辺の学校についての防音装置も実際に

行つてこの目で見てまいつたわけですが、それはもう四年ほど前ですから、この四、五年の間に、防音装置についても科学技術の進歩に伴つて相当躍進的に進んでおるかと思ひますが、四年ほど前の防音装置ではあまりきき目がなかつたのであります。夏の暑いときでも冷房装置がなくて窓を閉め切りですから、実際に学校教育の面で、特に音楽教育などは十分果たせないという音楽の先生のお話であつたわけですから、そこでお伺いしたいのは、いま申し上げたその防音装置についてどのように進歩しているのか、そういうことにも関連してどうかと思ひます。そういう面だけお聞かせいただきたい。

○政府委員(澤雄次君)　防音装置につきましては、飛行機の騒音の程度によりまして、それぞれ

防音装置をする基準をきめておりますが、一番うるさいところでは、鉄筋コンクリートに改築をいたしまして、二重窓にいたしまして、これによりまして教室内の騒音を七十ホン以下にして授業に差しつかえないようにするところまで進んでおります。ただ、先生の御指摘になりました冷房の關係でございます。これは現在のところ私のほうも、自衛隊のほうも、いわゆるベンチレーション、通風しか認められておられないわけでありまして、それで非常に暑いところでは先生御指摘のようなことが確かにございます。全国からも冷房装置をつけてくれという要望が非常に強いので、防衛庁のほうと連絡いたしまして、何とかこれを実現するようにしたいということで、いま努力をいたしております。

○伊藤道雄君 一、二騒音についてお伺いしたのですが、それと同時に、ここで考えられるのは、公害についても相当対策を講じなければならぬ問題だと思ふのですが、たとえば新空航にあてはめると、利根川から運ぶいわゆる空航用水、あるいは新国際空航全域を補装することになろうかと思ひますが、排水のもたらす公害、これを当然考えるべきだと思います。特に三里塚から九十九里海岸に至る地域はあまり河川が整備されていまいわけです。降雨期にはいまでも出水が相当ありますし、河川の汚染とか、特に印旛沼から一帯の湿地が相当むずかしい問題だと思ふのですが、そういうような事態に対して、結局これを何とか整備しないと、新空航の建設によって農民とか地元住民たちが一そう大きないわゆる公害から免かれるのではなからうか、こういう点が当然考慮されるわけですか。この点については運輸省としてはどのようにお考えになつてゐるのか。

○政府委員(澤雄次君) ただいま先生の御指摘の問題につきましては、中曾根運輸大臣が新空航建設推進実施本部長という名前で関係各省、いま御指摘の関連公共事業は運輸省だけの問題ではなくて、建設省、農林省等関係の省が非常に多いわけでございます。中曾根実施本部長のもとに各省

の局長で集まりました委員会をつくりまして、そこでその実施計画をたいて進めておりますが、いやくも新空航の設置に伴ひまして千葉県の方に御迷惑がかかるというのではないようにということで、この資材の運搬につきましても国道五十号線の整備、それから所要の水につきましても、水資源をとりあえず利根川水系で確保しよう、それからこれを補装しますことによつて、御承知のように、排水につきましても関係の河川を整備しなければいけません。それにつきましても建設省が主体になっていまま案を進めております。それから下水処理、汚水処理につきましても、空航自身で使つた汚水は高級処理化して流す、付近の方には御迷惑がからないようにする、こういうことで相当詳細な計画をたいて進めております。

○伊藤道雄君 いま御答弁があつたわけですが、私は特にここで伺ひたいのは、空港の公害のものがたまたま地方財政へのし寄せ、こういう面でお伺ひしたいと思ふのですが、かつて大阪の伊丹空港の設置の場合もここで伺ひたいと思ふのですが、ある調査によつてこの辺を調べてみますと、伊丹市では八年間の市財政における収入増は七億円であつたと聞いております。これはもちろん新空港の設置によつて八年間で七億の収入増ですね、これはたいへんけっこうな面なんです、いま申し上げた空港公害ということ、結局相次いで起こる空港公害の面に対して、伊丹市が六年間で十六億円の支出があつた。そういうことを考えあわせると、プラスマイナス新空港設置によつて受ける損害は大体九億円ということにならうかと思ふのです。そういうことになると、これは伊丹だけの場合かもしれないけれども、伊丹の場合を人を介して照会すると、この数字を得たわけですか。これはまた今回新設されようとする新国際空港に、こういうような割合で地方財政へのし寄せが行なわれると、これはまた地方財政への圧迫という大きな問題が出てきようかと思ふのです。そういうことでひとつその面についての対策

についても、考え方についてもお伺ひしておきたいと思ふ。もちろん、先ほど御答弁があつたように、これは単に運輸省だけの問題ではなくて、農林省、建設省等の関係省庁が当然関係してくる問題であります。運輸省としての立場からのお答えをいただきたい。

○政府委員(澤雄次君) 新空港設置に伴ひまして膨大な関連公共事業が必要であることは当然でございますが、このうち都心、東京都と新空港をつなぎます鉄道でございますが、それから高速道路、こういうものにつきましても、国、国鉄または道路公団、これが全額を負担いたしました地元に御迷惑がからないようにしたい、こういうことで計画を立てております。それからこの新空港の周辺につきましても、千葉県御自身からも相当膨大な公共事業の御要望がございまして、それは先生がおっしゃいましたように、当然また国の補助金は出しますが、地元負担というものは相当大きくなつてくるわけですから、これは政府といたしましては新空港関係協議会というものを設置いたしまして、この関係協議会で、昨年の十二月に、関連公共事業を実施することによつて地元負担が非常に大きくなる場合には、これを軽減する措置をとる、こういうことを決定いたしました。その全貌が明らかになり、地元負担がどれだけの数字かという数字がはつきり出てまいりましたら、これに対する地元負担を軽減するという措置をとることに関係協議会で決定をいたしております。

○伊藤道雄君 なお、このことに関連していま少しお伺ひいたしますが、いま私が数字をあけて申し上げた伊丹は言うまでもなく国際空航で、第一種空航だと思ひますが、この第一種空航というところになると、工事費は全額国庫負担でありますし、設置管理は運輸大臣にあるわけですね。そういう条件のいい空航の場合でも、伊丹の例であげた数字がほぼ核心に近いですれば、これは地方財政を圧迫することの問題として一つの大きな問題だと思ふんです。これは第二種とか、特に第三種の場

合は、その工事費については地方公共団体と国がおよそ二分の一だと聞いておりますが、そういうことになると、公害によるいわゆる対策費の増大ということもさることながら、その前にも建設費で相当巨額の金を使わねばならぬ。そのあとまた、もしこういう公害等の対策費のために相当費用を捻出しなければならぬというふうな事態になると、こういう面でも一そう財政は窮乏してくる、こういう問題が当然起きてくるように考えられるわけですね。そういう点についてはいかがお考えですか。

○政府委員(澤雄次君) この空航の建設に對します国、地方公共団体の分担は、先ほど申し上げました空航整備法で定まつてゐるわけでございます。一種空航の場合には全額国が、それから二種空航の場合には二五%国府県に分担していただく、三種の場合はもう五〇%国が補助する、こういう関係に相なつておりますが、これは他の公共事業と御比較願ひいたします、国の負担限度、負担する量というものは非常に高いのではないかと、伊丹とか、東京は全額国が負担したわけですが、伊丹とが、非常に高く国が負担をしてゐる。実際、この空航の設置によりまして利益を受けるものは東京都民、あるいは伊丹の場合には大阪府、兵庫県というところの方が非常に多いんじゃないかと思ふのでございます。これは知事さんともよくお話し申し上げてゐるのですが、いろいろいふわけが、多いのでございますが、一番伊丹の空航を利用される方は大阪府なり兵庫県の方が多いいですから、ひとつ何とかお助け願ひたいということでも御了解を願つてゐる次第でございます。

○伊藤道雄君 それでは時間の關係もございまして、本日のところあと最後にいまの点について御要望申し上げて私の質問を終えたいと思ふのですが、以上一、二騒音とか公害について承つてきたわけですが、これは先ほども申し上げたように、運輸省だけの問題でなく、関係各省とも十

分緊密な連携をとられておると思いますが、一そうそういう面、遺憾なきを期していただいて、結局、騒音とか公害対策について、特に地元の住民の方々、そういう面も十分配慮をしていただいて、ひとつ一そう、新国際空港だけに限った問題ではありませんが、これは一種、二種、三種、全空港について言えることだと思いますが、ひとつ騒音、公害、こういう面で特段のいわゆる科学技術の進歩のめまぐるしいときですから、いろいろ新しい着想も出てこようかと思うのですが、そういう面を十分駆使して遺憾なきを期していただきたいと思ひます。先ほど大臣からそういう意味の御答弁もありましたから了承できるわけですが、それでも、重ねてこういう点を強く要望申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。

○多田省吾君 私は若干タクシー料金と個人タクシーの問題でお伺いしたいと思ひます。

その前に、この前から去年の七月ですか、大阪タクシーの冷房料金の問題もございました。またせんべつ金の問題、あるいはLPGの汚職問題、また最近では日通問題と、運輸行政が非常に非難のまとなつておるわけでございますけれども、運輸大臣として運輸行政の綱紀粛正についてどのような考えを持っておられるか。またその経過と処置について簡単に若干お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 運輸省関係の下部等におきまして不祥事件がありまして、まことに申しわけない次第でございますが、私、着任以来、綱紀粛正を大きな仕事の目標にしております。まず一つは政治家自身がえりを正さなければいけません。そういうことから職員にも訓示いたしまして、政治家のほうからくる排気ガスは、わしがひとつ何とか防遏するから諸君は自分の職務に精励してくれ、そういうことを言っておるのです。冷房料金の問題等なんかいりる風聞を聞きま

いと、若干、政治家からの圧力があつたやに、私はこれは誤伝かもしれないけれども聞いたります。まあしかし、最近はそのような点はすつきりいたしまして、みんな各自法規典礼に従つて職務に精励しているということになつたと思ひます。

第二に、高級公務員がやはりみずからえりを正さなければいけません。役所の仕事というのはトッブマネー・ジメントですから、下から上がつてくるのを判を押しというやり方ではない。局長は最大の責任者であるから、自分から考へて省内をリードして、自分の責任において処理するように態勢を変えなければいけません。そういう方向に切り変へまして、その点もスムーズに進行しておると思ひます。

それから課長、係長クラスの点におきまして、特に地方支分部局において問題が起きたのでございしますが、大体そういう業者と接触する部面の役職は二十年で配置転換を行なうということで、約三百人ばかりの配置転換を実行いたしました。

それから運輸関係の仕事というのはどうも業界関係がまだ近代化されておらずで、封建的な親分分子の扱いみたいな要素が非常にあつたわけでございます。それと接触するからどうも引きずり込まれるという危険性もありましたので、業者との接触等につきましては厳重な基準を設けまして、いやくも世の中から誤解を受けるような会合その他に出てはならぬし、せんべつその他も出たてはならぬし、ゴルフ、マージャン等にも出ましてはならぬ、そういう具体的な方針を指示いたしましてそれを励行しております。まだ完全に目が届いているとは言へませんが、事態は改善の緒についていると私は確信いたしております。

○多田省吾君 大臣のおっしゃる意味はよくわかりましたが、具体的に済んだことではございませうけれども、去年のせんべつ金問題に対するお二人の方に対する身分上の処分がありましたけれども、非常に国民はゆるやかな処分ではないかと、こう考へているわけです。総理大臣も必ず信賞必

罰をもって臨むとたびたび明言されておりますけれども、これでは信賞必罰とは言えないじゃないかという意見も非常に国民の中にあるわけでございます。この問題について運輸大臣としてどうお考へになつておられるか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 検査当局の措置で不起訴になつた者と起訴猶予になつた者がありますが、不起訴になつた者は犯罪事実なしということでありまして、起訴猶予という者は、犯罪の事実があつたかもしれないが、情状酌量して、この程度では猶予してやる、そういう判断であつたと思ひます。そして、それぞれに應じて訓告を与へたり、そのほか行政処分をしたわけでございます。配置転換をやる際に、大体自分より一年おくられてゐる者のあとを継がしたわけでありまして、十七年の者が十八年の後輩のあとのポジションに行くということとは役人の世界ではなかなかつらいことであります。まあしかし、そういうこともやつて、そして世間とわりあい接触しないところ、まあ自衛の意味もありまして配置転換をいたしました。まあ処分いたしましてはそういうことをやつたのでございしますが、世の中はどういうふうにお考へになつておるか知りませんが、役人の仲間からいたしますと、そういう処置は非常につらい処置になつておるのでございします。

○多田省吾君 昨年の末の朝日新聞に、抜き打ち検査予告という見出しで、年末年始の交通事故を防ぐためにバス、タクシー会社の抜き打ち検査をして、特に札幌陸運局では、検査の前日に明に局長が職員に命じていた、このために検査に出かけたときには前日までであつたところの運転手別の水揚げ額などが禁止されていた表からはずされて、夕方になつての連絡なら運転手の書き変へるが、このようない行政執行のやり方では業界の圧力が運輸官僚が屈しているのではないかと、こういうことがあつたのでございしますが、このようないことを御存じですか。それともこういうことに対して

どういふ態度をとられてゐるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 年末年始にやりましたのは、十二月十日から一月十日まで一番お客さんが移動するとき、しかも正月や年末の大事なときに万一事故があつてはならぬというので、安全給点検ということで安全の確認を中心をやつたのでございします。これは事前に業者の代表を呼び集めて、こういう趣旨でやるからしつかり整備点検をし、部下に指示をし部内を引き締めよというようにあらかじめ予告をしてこれはやつたんです。私も、中央におきましては協会の会長以下関係者を集めて、私からじかに指示いたしました。陸運局におきましては陸運局管内の者、海運局も海運局管内の業者を集めてまず指示をして、そして整備点検をやらして、それを現場でまた実際に視察に行くというやり方をやつたのでございします。そういう点ではこれは成果があつたと思ひます。その後のいろいろ統計を調べてみますと、一〇％ぐらい事故が減つております。そういうわけですから、非違の査察という趣旨でそのことをやつたのではないのであります。

○多田省吾君 次に、個人タクシーの免許でございしますけれども、従来どうしても、昨年から少しは進んでゐるようでありまして、タクシー料金の値上げ問題なんかもずいぶんありまして、また個人タクシーの免許問題についても非常に業界から圧力があるのじゃないかということが従来言われておりました。中には聞かえてくるのは、からだを張つても断固個人タクシーの免許については阻止するのだというふうなこともよく新聞紙上なんか書いてあります。で、こういうことがしょつちゅう従来言われているわけでありまして、けれども、本来、陸運行政の健全な運営のためにはこういうことが少しもあつてはならない。こういううわささえ出るような姿ではならないと、このように思つてございしますが、業界の圧力によつて運輸行政が左右されるというふうな従来のような、あるいは新聞紙上にあらわれた意見等をど

のように考えられ、また具体的にはこれをどのようにに排除されようとしておられるのか、簡単でけつこうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういううわさや記事があることはまことに遺憾でございます。運輸省当局といたしまして過去を大いに反省しなければならぬと思っております。最近におきましては、しかしそういう事実はないと確信しております。個人タクシーの免許にあたりましては、個人タクシーは非常に評判がいいのでございますが、なぞいいかという、資格要件を厳正にして、優秀な者しか許可しないから名聲があがっているのではありません。これをルーズにしていればなんなのが一件でも出てまいりますと、一人のために全部のいままでの努力と名聲がおこちてしまおうけであります。そういう面からも、個人タクシーの性格から考えまして、経歴、年齢、法令順守状況、安全運転の状況、事業計画、健康、そういういろいろな面につきましてかなりの基準を設けてやっているわけなのでございます。

なお、この免許につきまして事務が渋滞しておりますが、私が着任しましてから、昭和四十年までの三千件を至急処理しろという具体的な指示を出しまして、三月までに全部処理を終わりました。東京管内で現在残っておりますのは、約二千八百五十件でございますが、これも早期に処理するつもりでございます。渋滞しましたのは、個人タクシーを始めまして、オリンピックが行なわれたその年に非常に申請が殺到いたしましたのでおくれたのでございますが、至急、現在残ったものも処理する予定でございます。

○多田省吾君 いま大臣のおっしゃった、資格条件を厳正にするという問題は、そういう利点もありましようけれども、多分に個人タクシーの免許がきびしいためになかなか許可を受けられないという欠点もあるようであります。その点は後にまた具体的な条件についてお伺いいたしますけれども、大臣のおっしゃるように、個人タクシーは非常に評判がいい。まあ総理も、大都市だけではなく

くてその範囲を拡大すべきではないかということも言っておられるようでありますし、今後、大臣はスピードアップをだいたいされたというお話でございますが、積極的にその範囲を広げるとか、あるいはいままだたまっておるのを早急に処理するとか、そういった前向きな姿勢でぐんぐんふやしていくのかどうか、その点をお伺いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大都市または大都市の近傍で、お客さんが非常に多くて適当だと思われるところは個人タクシーの免許をふやしていきたいと思つてます。たとえば東京周辺では千葉あるいは埼玉の一部、そういうところについても免許を与えていいのではないかと思つております。それから案件が残っているものにつきましては、これまたできるだけ早期にこれを全部処理するように指示したいと思つております。

○多田省吾君 その個人タクシーの免許の条件についてですね、簡単に個別的でよろしいですか、年齢とか、あるいはいろいろな問題について若干お伺いしたいのであります。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 個人タクシーの免許基準につきましては、特に次のような点につきまして重点を置いて審査しております。まず第一に、年齢でございますけれども、おおむね四十歳から五十五歳というところであります。このころの年齢が一番安定した、またいろいろな常識もできるということでございますので、この辺が一番いいのではないかと一応意味で四十歳から五十五歳までというふうに一応きめております。それから運転経歴につきましては、おおむね十年以上あることというのをつけております。それからさらに道路運送法とか、あるいは道路交通法、そういう交通関係の法令の順守状況、これは過去のその方の経歴とか、あるいは現在でございます法律がどんなになっておるとか、そういうような基本的な知識を持っておるかどうかという点につきましても審査の対象にいたしております。それからさらに健康の状態、それからその次は資金の問題であります。この資金の問題は個人のプライバシーまで

入る意図はございませんけれども、やはり事故が起きまして、自動車賠償責任保険で三百万円かりに払うといたしまして、さらにそれ以上のやぱり賠償能力というものがなければ困るのではないかと。そういう点も考慮いたしまして、資金計画が十分かどうか、あるいはそういう信用があるかどうかですね。そういう点を見越して、なお最後に、たとえば車庫でございますけれども、車庫が自分のお住まいよりもえらい遠くのはうにあるのでは個人タクシーとしては適当ではないのじゃないか、遠いといひましても何キロくらいかという、その辺がむずかしいところがございますけれども、要すれば自分の家から車庫まで行つて車に乗つてかぜぎに出る、その間がえらい遠いと、そうしますとついで自分の家のほうへ車を持って帰つてしまふというふうになりますと、たとえば東京の二十三区の区域を免許するようにしても、自分の家が埼玉にある、そこへ車を持って帰つてしまふというふうになりますと、ややもすれば免許した区域以外で事業をするというふうなことに相なつてはいかぬというふうなことで、適当な立地条件に車庫がなければいかぬというふうな点も見込んでおります。大体、車庫の収容能力という点もやはり資格条件として見ております。大体以上のものであります。

○多田省吾君 まず年齢の点でございますが、おおむね四十歳から五十五歳、これはいまおっしゃったように精神的にも安定しているし、常識のある年齢層であるからというお話でございますけれども、それじゃ精神的にも家庭的にも安定していて常識があるんなら、むしろ三十五歳から四十歳までも非常にそういう適当な人もたくさんいるわけですね。なぜ四十歳以上でなければならぬのかという点ですね。もう一点は、現在認可された人は四十歳未満の人はほとんどいないのかどうか、どのくらいいるのか、まずその点からお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木瑞吉君) ただいま年齢の点でございますけれども、ちょっと手元にございませんので申し上げかねますけれども、四十歳未満の方が何人あるか、ちょっといま資料がございませんので、ごかんべん願ひたいと存じます。特に四十歳から五十歳がいっぱいという科学的根拠は実はございませんのでございまして、たとえば年齢別の車の事故率というふうなことから申し上げても、やはりこの辺が大体安定しているといふことでございます。特に科学的根拠はございません。

○国務大臣(中曾根康弘君) いまの年齢の問題は御指摘のとおりであります。一応四十歳を基準にしておりますけれども、これは引き下げてみいだらうと思ひます。お説のように、三十五歳ぐらいから五十歳ぐらいまで、あるいは三十五歳ぐらいまで、やはり健康で精神が一番健全なのは三十五歳ぐらいからだろうと考えられます。ただ、十年間の実績というものは、これは非常に尊重したいと思つてあります。やはり十年ぐらいは無事故で誠実さを認められたということが個人タクシーの非常に大きな特色であると思ひます。そういう点で十年という点は、これは厳格に守りたいと思ひますが、年齢の点は、若くして運転手になつて、もう三十五歳で十年たつたと、そういう人たちは、よければ認めてやってもいいんじゃないかと考えます。

○多田省吾君 いま大臣のおっしゃることでしたら私は納得しますけれども、ほんとうに四十歳以上に限るといふような姿であつたならば、欧米諸国を回りましても、ドイツとか、あるいはイギリスなんかは非常に高齢の人が多い。逆にイタリアなんかは、労働力が余つておりますから若い人も多い。日本なんか、非常にいままでは若い運転手の方が多いわけですね。それが四十歳以上ということになりますと、若い人でも相当個人タクシーの希望者があるのに、なかなか年齢の点でうまくいかないというふうな苦情があつたわけですが、またもう一つは、これは憲法じゅうりんじやないかというふうな声も聞きます。基本的人権をじゅうりんするものだといふやうな声も聞きます。ですから、いま大臣のおっしゃつた三十五歳から五

十歳ぐらいまでならよろしいんじゃないかというお答えでございましたので、今後そういう若い方も相当入ってくるのじゃないかと、こう思いますが、これは具体的に、ほんとうにそういう方々が多数免許になるように私は要望するものでございます。

次に、運転歴でございますけれども、どうしても運転歴十年でなければならぬ。で、普通、一応の技術の水準まで至るのは五、六年でも相当の水準に達せられるということもありますから、どうして十年以上でなければならぬのかという基準はどこに置かれたのか、この点をお伺いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはさきほど申し上げましたように、やっぱり個人タクシーというのは個人の信用というものが一番大事なもので、それを売り物にしていると思うのであります。信用の中には自分の個性とかいろいろの問題もありましようけれども、やはり十年間無事故であった、十年間事故がなく優秀で表彰されてきた、そういう実績が非常に大事な要素であるだろうと思います。これを八年にしたらどうか、九年と十年じゃ大して変わらぬだろうとおっしゃる議論も出てくるかもしれませんが、一応、十年というのが人間の努力目標の一節であります。野球でも十年選手というのは値が高いので、やっぱりその辺の見当でいいんじゃないかと思えます。

○多田省吾君 次に申請の手続でございますが、大体申請に必要な書類というものが具体的に何種類必要かですね、お伺いします。

○政府委員(鈴木瑞吉君) たとえば健康証明、これは医師の診断書でございます。それから過去の経歴につきましては、過去つとめておったたとえばタクシー会社とか、あるいは普通の会社でもよろしゅうございませうけれども、それについての事業主の証明書、それから資金計画につきましては、最近の半年ぐらいの預金通帳という、これは書類といえますか、証拠でございますからして、これを見させていただくことでございます。

ほかには、たとえば車庫がどこにあるか、どういう車庫が立地条件になっているのか、そういうふうな書類でございます。

○多田省吾君 こちらで調べた結果でも、ほとんど、戸籍抄本とか、住民票、謄本、履歴書、各四通、あるいは車の売買契約書、いまおっしゃったような車庫の賃貸契約書、営業所の賃貸契約書、車庫用地の地主の登記簿謄本、地主の印鑑証明、免許証取得後の全部のつとめ先の在職証明書、官公立病院の健康診断書、資産調査、資金調査、こういうものが要だ、これは間違いありません。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私、戸籍謄本とか、そういうもの落としましたけれども、当然でございます、間違いないでございます。

○多田省吾君 先ほどからもお話ありましたけれども、車庫について非常に条件がきびしいんじゃないか。免許になるからなにかわからないのに、契約書とか、地主の登記簿謄本とか、印鑑証明とか、こういったものを提出すると、やはり地主の人たちも、車庫の提供を渋りがちだという傾向もあると思う。免許になるまでの賃貸料というものが非常に高く大になりましようし、また、車庫、営業所の資金なんかも相当多くなるわけですが、どうしてこのような苛酷な条件がこの個人タクシーの免許条件として必要なかですね、その点をお伺いします。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 車庫の問題は先ほどちょっと私も触れたんでございますけれども、やはり自分の住まいと車を入れる場所が非常に離れておりまして、通勤すればいいじゃないかという御意見もございませうけれども、あまり離れておりますと、やはり自分の車庫へ入れてから、夜、家へ帰るといふことをせずに、そのまま家へ帰ってしまふ。たとえば都部のほうでございまして、自分の家の住まいのほうに、車庫はないけど置いておく、翌日、自分の家から乗って商売に出かけていくということになりますと、たとえば、流し営業を認められております区域以外の区域で流

し営業をやるというような可能性も出てまいりますので、そういう点も考えまして、なるべく近いところに車庫があったほうがいい。ただし、これは非常にきびし過ぎるという御意見も諸所で見えておりますので、これは非常にきびし過ぎて常識であるということであれば、これは私も直すべきだということを各陸運局長に言っております。

ただ、問題は、東京が非常に、先ほど大臣が御説明しましたけれども、非常に書類の申請の処理がおくれています、これは一どきにたくさんきたものでございます、したがって、二年も三年も申請して待っておられる方もおられるわけでございます。そういう点については御迷惑をかけておるのではないかと懸念しております。ほかの東京以外、大体一年ないし、まあ長くて一年半以内にいろいろ処分されておりますので、それほど御迷惑をかけていないんじゃないかと思っております。東京は特にこれはだいたいじゃないかと思っております。私どもはなるべく無理のないような条件で指導するように申しております次第でございます。

○多田省吾君 それからもう一点は、結局、個人タクシーを始めるには自己資金でなくちゃいけない。預金通帳を持参させる。そして、預金をおろしたようなことがある場合には一々チェックする。入院とか、出産等の場合でも、どういう理由かということを一々チェックする。証拠を出させる。こういうチェックのさせ方というものは非常に人権にゆりんの強いものではないか、どうして個人タクシーだけそういう一つの事業を始めることについてこのようにうるさくやらなければならないのか。そういうふうにするさくやすることによって、なるべく個人タクシーの免許を少なくしようと考えているのじゃないか、こういうふうにも感ぜられる。先ほど大臣からも仰せのように、きびしい条件にすれば非常に事故も少ない、また評判もいいという、そういう利点も確かにありますしうけれども、こういう人権にゆりんの強い執の強いことまでして、なぜこのようなきびしい執

行をしなくちゃいけないのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 先生のただいまの御指摘の件でございますが、過去においてそういう例があったようでございます。私は実は最近局長になったんでございませうけれども、そういう個人のプライバシーにまで立ち入るような必要がどこにあるかということ、私も地方の局長を集めて十分やりました。だいたい中に行き過ぎたものもございました。ただ、これは既存業者とか、法人会社がおる、それへ持ってきて個人を認めるので、商売かたができてくるというのを既存業者がきらい、そういう圧力があるためにこれを押えるのだというのではないようであります。これは個人タクシーにつきましても、すでに認める当座から、つまりタクシーの、要するに運転手という職業に一つ夢を持たせようということ、決してそういうような制度を始めたものでございませう。決してそういうような既存の法人なり、既存業者のためを思って、それで個人タクシーの何を押えたという趣旨では全くございませう。ただ、係官によってはその行き過ぎもありませんので、この点は特に私は戒めて指導しております。

それで、その設備資金と申しまして、これはやはり事業開始に要する設備資金でございます。それからあるいは運転資金を支弁するに足る程度の安定した財産ということになっているのであります。過去あったかもしませんが、これははげむにやむを得ないようなことを戒めておりますので、今後ともその点は十分気を付けてやっていきたいというふうな思っております。

○多田省吾君 車の売買契約書の問題ですが、よく個人タクシー希望者からお聞きすることは、聴聞の際に一回確定的なことを提出させるけれども、何年か前に提出した申請書と同じ車種でないといけませんというのをいわれる。申請してから三年も四年もはっておかれて、その間に新車が出てくるような状況では、前の申請のときの車種と聴聞

の際の車種が同じでないといけないというのは酷ではないか。こまかい問題であります、このように思います。これはどうでしょうか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 確かにそういうことは私は行き過ぎではないかと思えます。それもおそらく申請がたまっておりまして東京あるいは大阪というところで、ほかは大体年に一回で処理しておりますので、そういうようなことはないと思うのでありますけれども、あつたかもしれないと思えますので、この点は十分気を付けてまして、実は車種が同じでなくてはならないという理由が私どもわからないのでありますけれども、どうもその点もふに落ちませんので、よく検討してみまして、おかしければ直させたいと思えます。

○多田省吾君 次に、健康診断の問題ですけれども、いままでは官公立の病院に限っていたわけですが、最近になって民間の総合病院でもよろしいということになりました。しかし、一般の民間医師の診断というものは否認されている。これは国家からはっきりと許されている医師に対してはちよつと侮蔑じゃないか、このようにも思われるわけですね。このような健康診断書に関しては、やはり一般民間の診断書も有効であるというようにしたかどうか、このように思いますけれども、これはいかがでございますか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) ただいま健康診断書の件でございますけれども、現在はもちろん普通の医師の証明ではいかぬということになっておられると思いますが、官公立だろが、普通の医師だろが、りっぱな証明書でございますから、格別区別することはないと思えます。

○多田省吾君 それじゃ、一般の医師の診断書はだめだというのは間違いですか、誤りですか、これはどうですか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) いまはそういう指導をしておられないでございます。かつてあつたかもしれません。

○多田省吾君 先ほど車種の問題に関して、三年も四年もほっておかれたという例は東京しかない、

大都會しかないというお話でございましたけれども、それでは今後当局として、個人タクシーを申請し、それから免許になるか不許可になるかわかりませんけれども、それが確定するまでの時間というものは、現在どのくらいで、また将来どの程度に持つていくという案が、これはおありだと思えますけれども、それはどうお考えでございますか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 本年三月末現在の状況を全国について申し上げますと、東京が一番あと回しにしまして、札幌から申しますと、札幌では個人タクシーの申請が三百五十八件の当時ございました。これにつきましては、その三百五十八件のうち二百九十二件が三月中から四月中にかけて処分する予定になっております。これは陸運局から報告をとっております。なお、札幌陸運局管内にとしましては、個人タクシーの処分は年一回原則でやっておりますこととございす。したがって、一年ないし一年半待てば処分がきまるというふうになっております。それから次は仙台の陸運局管内でございますが、ここでは百五十五の個人タクシーの申請がございました。これは昨年の七月からの申請でございます。それ以前のもは処分されておることとございす。それ以前で、この百五十五件については本年の九月に処分をする予定で、いま作業をしているところとございす。それから仙台はあまり数は多うございせん、年に一回、二回のときもあつたございす。そういう処分方法でやっております。それから新潟でございます。ここはあまり数が多うございせん、三十三件現在出ております。そのうち二十件あまりが聴聞を済んでおります。新潟も車が少ないのでございす。年に一回の処分、その方針でやっております。それから名古屋でございます。これは現在二百二十六件出ております。これは年に一回の処分でございます。なお、この二百二十六件のうち、伊勢市がございまして、これにつきましてはこの五月に聴聞しま

す。それからなお、名古屋では、この二百二十六件につきましては、本年の夏までに処分をする予定でいま作業をしていることとあります。それから次は大阪でございますが、これはやはり数が多うございまして八百七十三件出ております。しかし、これは昨年の四月に申請を出したものでございまして、それ以前に申請したものも全部整理されております。それが八百七十三件。それで大阪はこの八百七十三件のうち昭和四十二年に申請のあつた分が八百十六件でございます。これはことしの七月から八月にかけて処分する予定をして、いま作業しております。ですから、大部分が処分されると思えます。次、広島でございますが、これは百九十四件出ております。これも昨年の三月から申請があつたものでございまして、それ以前のもは全部処分が済んでおります。これにつきましては、この五月中に個人タクシーについて処分をする予定になっております。それから、高松でございますが、これはあまり数が多うございせん、百十九件現在ございす。それで、これは別に年に一回とかいうふうにきめておりません。逐次処理していくという体制でやっております。最後に福岡でございますが、これは六百件出ております。そこで福岡につきましても、随時処分する原則でございますが、特にこれは福岡の場合は法人の申請と同時に一緒にまとめてやっております。慣習でございますが、法人が実は三百件ばかり申請が出ておりますので、これも合わせまして、近く処分するというふうに聞いております。最後に残りました東京でございますが、先ほど大臣から御説明ございましたように、東京は実はオリンピックで猛烈な個人タクシーの申請が出てまいりました。その処理に非常に追われました。そこで、大臣にも非常にはつづをかけた。実は東京陸運局所掌といたしまして特別の処理班をつくりまして、本年の三月末で、昨年から半年ぐらひの間に三千件を処分したのでございす。これは内輪のことと恐縮でございますけれども、そのために過労で職員が二人倒

れてしまったこともございまして、私どもだいが現場を奮励したのでございす。けれども、それでもなおつ追いつかないというところとございす。なお、残りが二千七百件ばかり実は東京二十三区の分がございまして、これも先ほど大臣がおっしゃったように、極力、しかも随時処理したいということ、私も東京陸運局長のほうに大臣の命を受けまして注意いたしておるような次第でございます。

以上でございます。

○多田省吾君 東京におきまして、確かに二十三区内では相当促進されたようではありますけれども、たとえば埼玉とか、千葉、茨城等の東京陸運局管内の周辺の地域においては、一台も許可されてないというところもあるようでございます。すし、おくられているという傾向ですが、これは具体的にどうですか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 突はいわゆる関東地方では、個人タクシーを認めている地区は、現在、東京二十三区と武蔵野市と三鷹市と、あとは川崎市と横浜市と横須賀市だけでございす。そこで、たとえば千葉とか、あの付近のところの都市は一体どうなんだというところ、またそういう希望者もたいへん出てまいりました。私のところにも陳情がまいりますし、また国会に請願さえておるような次第でございます。実は個人タクシーというものは流すことが営業形態でございまして、車庫で待つというのはいやでございす。したがって、いまして、やはり流して採算がとれる、あるいは流しても客がいるというふうな都会地、あるいはそういうふうな状態の土地でなければやる人がいないのでございす。ところが千葉のごときはそういうふうな需要が出てきた。法人タクシーでも流しておるものがある。そういうふうな実態であれば、これは個人タクシーでも認めていくべきであると思えます。したがって、特に千葉につきましては、もう申請も実は出ておりますので、これをひとつ認めて審査に乗せて、基準に合えば認めていきたいという腹でもうきめております。それから、なおそれ以外の都市で、たとえば

大宮とか、浦和とかございます。これはまだどうもタクシー会社が法人なり、あるいは個人経営のハイヤーでもよろしゅうございますけれども、要するに、流して客がつかないという状況では、これはやはり認めても結局採算が合わないで困るのではないかと、そういうようなハイヤー会社が流しに出てくる。流しの需要があるというところがふえれば、そういう都市はほとんど認めていきたくないという趣旨でございます。現在、全国で四十八都市、個人のタクシーを認めております。これは個人のタクシーは流し営業方式のタクシーでございます。いまして、個人のタクシーというのは、これは別に制限はございません。どの地区でも希望があれば、申請があればできます。車庫待ちと違いました。流し営業でございます。その点よく間違われるのでございますが、流し営業のほうは、そういうふうな実態に応じて認めていきたいという方針でございます。

○多田省吾君 この千葉、埼玉の問題でありますけれども、ほとんどいまは東京と変わらないような状況でございますし、東京のタクシーもずいぶん千葉、埼玉に流れ込んで相当な営業をしているような状況でございます。それは流しでは採算がとれないんじゃないか、こういうのはもうたぶんにおせっかいであるし、またそれを理由にして禁止しようというふうな、また許可を与えないというふうなふうなにもとれます。これじゃほんとうに閣議なんかでも、あるいは政府当局も、個人タクシーはふやしたほうがいいというのは、かけ声は大きいけれども、反面、千葉、埼玉等、東京よりもいまは車の量が多いし、かせぎたいという人も多いという地域で許可されていないというのはどうもおかしい。こういった問題に対して、運輸大臣として、全国的に個人タクシーの希望をとって、もっと大幅に許可していくべきではないか。そうして評判のいい個人タクシーによって利用者がほんとうに恩恵をこうむる、こういう姿にしたほうがいいんじゃないか、こう思いますけれども、最後に運輸大臣の御所見を前向きで承りました。

い。
○国務大臣(中曾根康弘君) タクシー営業として採算が成り立つと思われる地域において、適格者があれば随時これをふやしていきたいと思えます。

○多田省吾君 最後に、タクシー問題の最後の質問としまして、この前の予算委員会でも、大臣ははっきりとタクシー料金の値上げは、いままでも明らかに言明されたように、値上げはしないと端的におっしゃっておられます。今後ともタクシー料金の値上げ申請に対しては絶対応じない、そういう態度でいかれるのかどうか、最後にお聞きいたします。私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 地方におきましてアンバランスのあるところは、これは是正してやるべきものは是正してやる用意がございますが、大都市におきましては、前にも申し上げましたように、値上げは認めない方針でございます。

○委員長(井川伊平君) 本案につきましては、本日はこの程度にいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時十八分散会

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
(防衛庁設置法の一部改正)
第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第七条中「三万六千五百九十一人」を「三万七千四百二十一」に、「二十五万三千七百七十一人」

を「二十五万二千二百一人」に改める。
(自衛隊法の一部改正)
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第四項中「航空群」の下に「その他の直轄部隊」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第十一号中正誤

ページ	段行	誤	正
八一	二五	過ぎ	過ぎる
九四	終り	した	したい

昭和四十三年五月二十日印刷

昭和四十三年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局